

平成 30 年 8 月 15 日

照会先

厚生労働省大臣官房厚生科学課

健康危機管理・災害対策室

(担当・内線) 室長 唐木 啓介(3814)

室長補佐 平井 智章(3844)

(電話・代表) 03 (5253) 1111

(電話・直通) 03 (3595) 2172

平成 30 年 7 月豪雨による被害状況等について (第 47 報)

8 月 15 日 8 時 30 分時点における厚生労働省の対応については、別紙のとおりですでのお知らせします。

厚生労働省
平成30年8月15日
08時30分現在

平成30年7月豪雨による被害状況等について
(第47報)

1 厚生労働省における対応

- 7/2 13:30 厚生労働省災害情報連絡室設置
- 7/7 12:00 第1回省内課長級会議開催
- 7/8 8:30 厚生労働省災害対策本部設置
- 7/8 14:00 第1回厚生労働省災害対策本部会議開催
- 7/9 14:00 第2回省内課長級会議開催
- 7/9 17:30 中国四国厚生局内に「厚生労働省現地対策本部」を設置
- 7/10 16:45 第2回厚生労働省災害対策本部会議開催
- 7/10 17:00 厚生労働省被災者生活支援チーム設置
- 7/12 18:30 第3回省内課長級会議開催
- 7/13 14:00 第4回省内課長級会議開催
- 7/14 13:00 第5回省内課長級会議開催
- 7/15 11:00 第6回省内課長級会議開催
- 7/16 13:00 第7回省内課長級会議開催
- 7/17 11:30 第8回省内課長級会議開催
- 7/19 19:30 第9回省内課長級会議開催
- 7/22 11:00 第10回省内課長級会議開催
- 7/23 15:00 第11回省内課長級会議開催
- 7/25 16:00 第3回厚生労働省災害対策本部会議開催
- 7/27 17:00 第12回省内課長級会議開催
- 7/29 18:30 第13回省内課長級会議開催
- 7/30 16:30 第14回省内課長級会議開催
- 8/7 19:00 第15回省内課長級会議開催

○ 加藤厚生労働大臣の現地視察

7月12日、広島県三原市を訪問し、本郷取水場等を視察。

7月14日、愛媛県大洲市を訪問し、介護老人保健施設等を視察。

○ 職員の現地等への派遣状況（8/15 08:30現在）

累計で86名。

2 医療関係

7月6日 愛媛県 12:30 EMIS 警戒モードに切り替え。
 → 7月7日 11:54 EMIS 災害モードに切り替え。
 → 7月29日 EMIS 警戒モードに切り替え。
 山口県 13:42 EMIS 警戒モードに切り替え。
→ 8月10日 EMIS 通常モードに切り替え。
 広島県 14:05 EMIS 警戒モードに切り替え。
 → 19:51 EMIS 災害モードへ切り替え。
 岡山県 15:40 EMIS 警戒モードに切り替え。
 → 7月7日 12:02 EMIS 災害モードに切り替え。
 鳥取県 16:40 EMIS 警戒モードに切り替え。
→ 8月10日 EMIS 通常モードに切り替え。
 7月7日 島根県 0:57 EMIS 警戒モードに切り替え。
→ 8月10日 EMIS 通常モードに切り替え。

(2) 医療施設（精神科病院を除く）の被害状況

都道府県	市町村	被害のある医療機関数	現在も支援が必要な医療機関数	備考
広島県	呉市	22	0	
	尾道市	23	0	
	三原市	12	0	
	江田島市	6	0	
	海田町	1	0	
岡山県	倉敷市真備町	1	0	
	岡山市	1	0	
	高梁市	1	0	
愛媛県	西予市	3	0	
	大洲市	10	0	
	宇和島市	7	1	<u>応急給水が必要</u>
長崎県	県内	5	0	
京都府	亀岡市	1	0	
	福知山市	1	0	
福岡県	北九州市	1	0	
	合計	95	1	

その他、現時点では被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(3) DMAT の状況

7月14日をもって活動終了。

(4) 救護班の状況

医療チーム	活動中のチーム数			計
	広島県	岡山県	愛媛県	
日本医師会 (JMAT)	1	0	0	1

日本赤十字社は、8月3日をもって活動終了。

(5) 医薬品・医療機器製造販売業、卸売業販売関係

現時点では、通行止めの影響による輸送遅延を除き、医薬品・医療機器の安定供給等に係る被害情報無し。

(6) 衛生用品等の支援状況

政府の非常災害対策本部等から依頼のあった要請分については既に対応済み。現時点では追加の依頼はなし。

(7) 病院の患者用給食の提供について

業界団体に確認したところ、現時点では、安定供給等にかかる支援を必要とする会員企業はない。また、業界団体へは患者用給食の提供ができない病院があれば、支援するよう要請している。

(8) 歯科保健関係の支援活動の現状について

これまでに、県等が中心となって避難所において、歯科相談・歯科検診・口腔ケア等を実施。現時点では歯科関係で追加の人的支援や物資の依頼はなし。

(9) 看護関係の支援活動の現状について

○ 岡山県

- ・7/15より倉敷市の避難所（2か所）へ各2名、総社市の避難所（1か所）へ2名、日本看護協会が災害支援ナースを派遣。7/18より倉敷市の避難所（1か所）に追加で2名派遣（倉敷市計3か所、総社市1か所）。7/30で派遣終了。

○ 広島県

- ・8/2より安芸郡の避難所（1か所）へ2名、日本看護協会が災害支援ナースを派遣。8/5より安芸郡の別の避難所（1か所）に2名、呉市の避難所（2か所）に各2名派遣（安芸郡計2か所、呉市2か所）。

3 生活衛生・食品安全関係

(1) 水道の被害状況 (8/15 08:30現在)

- ① 全都道府県に、水道の被害状況について積極的に情報収集するよう要請。また、日本水道協会に対し、応急給水・応急復旧の支援を行うよう依頼。同協会と被害情報を共有しつつ、適切な応援体制が確保されるよう調整。
- ② 全国18道府県80市町村において最大263, 593戸の断水が発生。8/13までに全ての地域において断水が解消※。(8/7 12:00報告比▲830戸)

※豪雨による土砂崩れ等により家屋・道路等が大きく損壊し、大きな被害が発生し、住民が避難している地域で、地域の復興に合わせて水道も復旧・整備する予定の地域（広島県呉市65戸、愛媛県松山市10戸、西予市32戸、宇和島市3戸）を除く。

(2) 全体の対応状況

- ① 応急給水については、愛媛県宇和島市三間地区において生活用水としての給水となっているため、愛媛県の水道事業者が支援(給水車合計4台)を実施中。
- ② 広島県、岡山県、愛媛県等の被災水道事業者等における被災状況や復旧状況、要望を職員派遣等により聴取しつつ、復旧作業の進捗に応じて必要となる技術者の支援等が円滑に進むよう調整を実施。
- ③ (公社)日本水道協会を通じた災害復旧支援や、自治体間の応援協定等に基づく支援として、26水道事業者が技術職員を被災地に派遣し、早期復旧に向け、被害状況調査、漏水調査業務、通水作業、復旧計画策定支援等を実施。

(3) 水道施設の復旧状況

① 土砂災害による被害を受けた施設

- ・広島県呉市、江田島市に送水している広島県企業局の導水トンネルにおいて、通常開放されている開閉ゲートが土石流で損傷し、トンネル内に落ちて閉鎖していたと判明。このため、ゲートの引き上げ作業を実施、浄水場への送水を開始。

呉市の77, 952戸の断水については、広島県企業局からの送水再開等により、7/21までに74, 300戸で断水を解消。その後、土砂崩れによりポンプ場が損壊した川尻地区等においても、仮設ポンプ場の設置等により給水を開始し、8/2までに全ての地域において断水を解消。

江田島市においては、広島県企業局の送水再開、破損した水道管の復旧等により7/24までに全ての地域について断水が解消。

- ・広島県広島市においては、破損した水道管の復旧等により、8/9までに全ての地域において断水が解消。

- ・愛媛県宇和島市においては、南予水道企業団の吉田浄水場が、土砂崩れのため損壊。6,565戸の断水のうち、自己水源の融通等により、8/1までに1,827戸の断水が解消。また、吉田地区、三間地区の2か所に仮設浄水施設を整備することにより、三間地区は8/3、吉田地区は8/4に生活用水としての給水を再開し、三間地区では8/8までに、吉田地区では8/13までに断水が解消。なお、三間地区においては、生活用水としての給水となっており、飲用水として給水するために、消毒副生成物の水質基準を満足できるように、消毒方法を調整中。

② 冠水した取水施設及び浄水場、その他

- ・広島県三原市、尾道市等において断水の主な原因となっている広島県企業局本郷取水場については、排水作業が完了後、施設の被害状況を確認の上、点検、清掃、修理を行い、送水を再開。
尾道市では、広島県企業局からの送水再開、市の水源の融通等により、7/23までに全ての地域について断水が解消。
三原市では、広島県企業局からの送水再開、浄水場の運転再開等により、7/30までに全ての地域について断水が解消。
- ・広島県竹原市においては、浄水場の運転停止や水道管路の破損等により1,622戸で断水が発生。7/15より給水を再開し、8/4までに全ての地域について断水が解消。
- ・岡山県倉敷市の8,900戸の断水の原因となっていた真備浄水場については、岡山県広域水道企業団からの送水が可能であったことから8,900戸に対して生活用水としての給水を再開。7/16に真備地区の小田川から南の区域1,300戸において、7/24に真備地区の全域8,900戸において飲用水としての給水を再開。
- ・岡山県高梁市では、水源池の冠水により故障したポンプの交換等の復旧作業を実施し、全ての地域について断水が解消。
- ・愛媛県大洲市では、冠水した水源池（10か所）の復旧作業を完了し、全ての地域について断水が解消。

断水被害の状況

県・ 市町村名	断水戸数（戸）※ ¹		断水 期間	被害等の状況
	最大	現在		
【北海道】 蘭越町	158	0	7/5～6	・ 水道原水（湧水）の濁度が上昇
【長野県】 大鹿村	10	0	7/7～8	・ 取水口の土砂堆積
【岐阜県】 高山市	397	0	7/6～8	・ 水道原水（表流水）の濁度が上昇

				昇
ひだし 飛驒市	10	0	7/9	・ 水道管が破損
せきし 関市	277	0	7/8～12	・ 土砂崩れにより配水池が埋没、 水道管が破損
げろし 下呂市	12	0	7/8～13	・ 水道管が破損
【京都府】 まいづるし 舞鶴市	900	0	7/7～9	・ 水道原水（地下水）の濁度が上 昇
あやべし 綾部市	85	0	7/7～9	・ 水道管が破損
なんたんし 南丹市	390	0	7/7～11	・ 取水口の土砂堆積
ふくちやまし 福知山市	17	0	7/6～11	・ 水道管が破損
みやづし 宮津市	91	0	7/7～13	・ 水道管が破損
きょうたんばちょう 京丹波町	97	0	7/9～10	・ 水道管が破損
【大阪府】 のせちょう 能勢町	253	0	7/5～10	・ 水道管が破損
とよのちょう 豊能町	3	0	7/6～9	・ 水道管が破損
【兵庫県】 こうべし 神戸市	43	0	7/7～8	・ 水道管が破損
やぶし 養父市	1	0	7/7～8	・ 水道管が破損
たんばし 丹波市	2	0	7/7～8	・ 水道管が破損
あわじし 淡路市	29	0	7/6～8	・ 水道管が破損
さんだし 三田市	4	0	7/7～8	・ 水道管が破損
しそうし 宍粟市	58	0	7/7～13	・ 水道管が破損
【奈良県】 いこまし 生駒市	11	0	7/6	・ 水道管が破損
【鳥取県】 ちづちょう 智頭町	231	0	7/8～10	・ 水道原水（地下水）の濁度が上 昇
わかさちょう 若桜町	78	0	7/7～11	・ 水道管が破損
ひのちょう 日野町	571	0	7/7～8	・ 水道原水（伏流水）の濁度が上 昇
【島根県】 かわもとまち 川本町	1,099	0	7/7～8	・ いんばら 因原浄水場及び川本浄水場が機 能停止
ごうつし 江津市	300	0	7/8～13	・ 净水場が冠水 ・

【岡山県】				
かがみのちょう 鏡野町	21	0	7/5~7	・ 水道管が破損
いばらし 井原市	137	0	7/6~10	・ 水道管が破損
やかげちょう 矢掛町	3, 416	0	7/7~11	・ 净水場が冠水
みさきまち 美咲町	10	0	7/7~11	・ 水道管が破損
くらしきし 倉敷市	8, 900	0	7/7~14	・ 水道管が破損、浄水場が冠水
たかはしし 高梁市	7, 071	0	7/7~16	・ 水源及び浄水場が冠水
にいみし 新見市	644	0	7/6~26	・ 浄水場が冠水、水道管が破損
【広島県】				
ひろしまし 広島市 <small>(坂町含む)</small>	13, 270	0	7/7~ 8/9	・ <u>水道管が破損</u>
ふくやまし 福山市	171	0	7/7~14	・ 配水池停電、水道管が破損 ・ 広島県企業局 ^{※2} の送水が停止
あきたかたし 安芸高田市	1, 321	0	7/7~10	・ 水道管が破損
みよしし 三次市	660	0	7/7~12	・ 水道管が破損
かいたちょう 海田町	6	0	7/7~11	・ 水道管が破損
おおさきかみじまちょう 大崎上島町	30	0	7/8~11	・ 停電に伴う送水ポンプ停止
じんせきこうげんちょう 神石高原町	14	0	7/8~11	・ 水道管が破損
くまのちょう 熊野町	887	0	7/8~10	・ 給水管流出 ・ 応急給水実施中 ^{※5}
ひがしひろしまし 東広島市	1, 062	0	7/7~20	・ 施設被害等 ・ 応急給水実施中
おのみちし 尾道市	58, 647	0	7/7~22	・ 施設被害、水道管が破損 ・ 広島県企業局 ^{※2} の送水が停止 ・ 応急給水実施中（関西の8水道事業者（給水車8台）、自衛隊及び民間企業）
えたじまし 江田島市	11, 134	0	7/7~24	・ 広島県企業局 ^{※2} の送水が停止、水道管が破損
みはらし 三原市	38, 856	0	7/7~30	・ 施設被害、水道管が破損 ・ 広島県企業局 ^{※2} の送水が停止
くれし 呉市	77, 952	0	7/7~ 8/2	・ 広島県企業局 ^{※2} の送水が停止、水道管が破損
たけはらし 竹原市	1, 622	0	7/8~ 8/4	・ 水道原水（地下水）の濁度上昇、水道管が破損
【山口県】				
ひかりし 光市	13	0	7/7	・ 水道管が破損
しゅうなんし 周南市	9	0	7/6~7	・ 水道管が破損

いわくにし 岩国市	181	0	7/7~11	・ 水道管が破損
すおうおおしまちょう 周防大島町	40	0	7/7~14	・ 水道管が破損
【徳島県】 みよしう 三好市	513	0	7/7~15	・ 水道管が破損
【香川県】 みとよし 三豊市	30	0	7/6	・ 水道管が破損
まんのう ちょう 町	18	0	7/7~8	・ 水道管が破損
【愛媛県】 やわたはまし 八幡浜市	371	0	7/7~8	・ 水道管が破損
いまばりし 今治市	336	0	7/7~13	・ 水道管が破損、停電によりポンプ停止
おおずし 大洲市	10,096	0	7/7~19	・ 水源池が冠水
まつのちょう 松野町	74	0	7/7~8	・ 水道管が破損
あいなんちょう 愛南町	20	0	7/9	・ 水道管が破損
いかたちょう 伊方町	271	0	7/7~11	・ 水道管が破損
うちこちょう 内子町	17	0	7/7~13	・ 水道管が破損
かみじまちょう 上島町	3,338	0	7/7~17	・ 広島県企業局※ ² の送水が停止
きほくちょう 鬼北町	260	0	7/7~19	・ 水道管が破損 ・ 応急給水実施中※ ⁵
せいよし 西予市	2,685	0	7/7~20	・ 水道管が破損、浄水場が冠水
松山市	290	0	7/6~19	・ 水道管が破損、水道原水（地下水）の濁度が上昇、
うわじまし 宇和島市	6,565	0	7/7~ 8/13	・ 南予水道企業団※ ³ 吉田浄水場からの送水が停止、水道管が破損
【高知県】 しまんとし 四万十市	74	0	7/3~4 7/9	・ 取水口の土砂堆積 ・ 水道管が破損
こうなんし 香南市	356	0	7/6	・ 水道管が破損
すくもし 宿毛市	9	0	7/9	
かみし 香美市	499	0	7/5~10	・ 水道原水（表流水）の濁度上昇、水道管が破損
おおつきちょう 大月町	413	0	7/9~13	
【福岡県】 いいづかし 飯塚市	2	0	7/6	・ 水道管が破損
きたきゅうしゅうし 北九州市	1,640	0	7/6~7	・ 水道管（水管橋）が破損

<u>川崎町</u>	230	0	7/7	・ <u>水道管が破損</u>
<u>嘉麻市</u>	9	0	7/8	・ <u>水道管が破損</u>
<u>筑紫野市</u>	1	0	7/7~9	・ <u>水道管が破損</u>
<u>添田町</u>	37	0	7/6~8	・ <u>水道管が破損</u>
【長崎県】 <u>五島市</u>	3,306	0	7/3~4	・ 停電に伴う送水ポンプ停止等
<u>西海市</u>	925	0	7/3~4	・ 停電に伴う送水ポンプ停止
<u>佐世保市</u>	7	0	7/3~4	・ 倒木による配水管破損
合計	263,593	0		

※1 家屋等損壊地域（注）にある110戸（広島県呉市65戸、愛媛県松山市10戸、西予市32戸、宇和島市3戸）を除く。

（注）家屋等損壊地域は、豪雨による土砂崩れ等により家屋・道路等が大きく損壊し、大きな被害が発生した地域で、地域の復興に合わせて水道も復旧・整備する予定として自治体から報告のあったものであるため、復旧見込みの対象に含めない。

※2 広島県企業局（広島県内10市5町及び愛媛県内1町に水道用水を供給）

- ・宮原浄水場への導水トンネルが閉塞。
- ・本郷取水場が水没し機能停止。

※3 南予水道企業団（愛媛県内3市1町に水道用水を供給）

- ・吉田浄水場が土砂崩れで損壊。
- ・三崎浄水場への導水管の崩落は、仮設復旧が完了。

応急給水・技術支援の状況

水道事業体	14日実施の応急給水	技術支援の状況
【岡山県】 <u>倉敷市</u>	—	・ 県内の7水道事業者、最大24名（漏水調査等）
【広島県】 <u>広島市</u> (坂町含む)	—	—
<u>尾道市</u>	—	・ <u>中国の4水道事業者、最大10名（通水作業実施）</u>
<u>江田島市</u>	—	・ <u>中国・県内の2水道事業者、最大6名（漏水調査、洗管作業等）</u>
<u>三原市</u>	—	・ 四国・県内の <u>4水道事業</u>

		者、最大8名（被害状況、漏水調査等）、広島県（復旧計画策定）
くれし 吳市	—	・中国・四国の5水道事業者、最大24名（通水作業、漏水調査等実施）
たけはらし 竹原市	—	・中国の4水道事業者、最大12名（通水作業実施）
【愛媛県】 うわじまし 宇和島市	・県内の <u>3</u> 水道事業者（給水車 <u>4</u> 台）※	・東北・四国の <u>6</u> 水道事業者、 <u>最大18名</u> （漏水調査、復旧作業）
なんよすいどうきぎょうだん 南予水道企業団	—	・関東の1水道事業者3名（仮設浄水場復旧計画等） ・関東の1水道事業者5名（仮設浄水場運転等実施）

※ 生活用水として給水中の三間地区においては、応急給水を実施中。

(参考)

「給水」浄水場から各家庭へ飲用水又は生活用水を供給すること。

「送水」水源池から浄水場又は浄水場から配水池へ水を供給すること。

(4) 火葬場の被害状況

- ・広島県：いくつかの火葬場で小規模の被害あり（壁が壊れた、電柱が倒れてきた等）だが、市町村単位で火葬は対応できている状況であり、火葬能力に支障はなし。(7/12 10:00現在)
- ・愛媛県：愛媛県宇和島市の吉田斎場において、床下浸水、断水、土砂大量流入の被害あり。火葬設備自体の被害はなく、土砂のかき出し後は火葬可能となるため、現在、土砂のかき出しに向けて調整中。市内の他の火葬場で対応可能なため、市全体の火葬能力に支障はない。その他の市町村については被害報告なし。(8/14 10:00現在)
- ・岡山県：岡山県高梁市の高梁市斎場において床上浸水の被害あり。近隣の市町村の火葬場で対応可能。また、津山市の津山市加茂町斎場において土砂流入の被害あり。市内の他の火葬場で対応可能。県全体の火葬能力に支障はない。(8/14 10:00現在)
- ・兵庫県：洲本市の洲本火葬場において、駐車場に土砂流入、養父市の静靈苑において、火葬場入口横通路に土砂流入の被害あり。火葬場は使用可能であるため、火葬能力に支障はなし。その他の市町村については被害報告なし。(8/14 10:00現在)
- ・佐賀県：鳥栖市の鳥栖市斎場において、雨漏りや敷地内への土砂流入被

害はあるが、火葬能力に支障はなし。その他の市町村について
は被害報告なし。(8/14 10:00現在)

- ・高知県、鳥取県、京都府、岐阜県：特段被害報告なし。

(5) 食中毒予防対策

- ① 平成30年7月9日付け通知等で、避難所を設置している自治体に対し、食中毒対策について以下の事項を要請した。
 - ・避難所での食中毒発生予防のため、継続的な啓発の実施すること。
その際には厚労省から提供した予防のポイントをまとめたリーフレットファイルも活用すること。

※ 食中毒の発生（疑いを含む）の初期段階から厚生労働省に情報共有すること。（避難所での食中毒発生時の適切な対応のため、厚生労働省として必要な対応を行う。）
- ② 公益社団法人日本食品衛生協会が、7月9日以降、各地の支所等からの要請に基づき、希望する食品衛生関係用品（消毒用アルコール、使い捨て手袋、マスク等）を順次提供。

県・ 市町村名	消毒関係用品（個数）	手袋、マスク等（個数）
【岐阜県】 美濃市	94	2, 044
下呂市	58	54
【京都府】 福知山市	374	70
舞鶴市	148	20
【広島県】 広島市	1, 230	348
東広島市	93	30
竹原市	118	10, 030
三原市	434	13, 930
江田島市	100	4, 800
尾道市	236	7, 232
福山市	185	2, 440

三次市	160	6, 060
庄原市	20	—
呉市	304	33
【島根県】 浜田市	138	128
川本町	54	44
江津町	444	350
【岡山県】 倉敷市	540	13, 152
高梁市	138	4, 040
新見市	116	78
【愛媛県】 今治市	332	—
八幡浜市	1, 385	522
宇和島市	120	—
【山口県】 岩国市	72	54

7月17日に甚大な被害のあった岡山県、広島県に協会担当者が入り、状況把握（情報収集）と追加支援等の打合せを実施した。また、広島県、広島市については自治体との打合せを行った。7月20日に協会担当者が愛媛県入りし、状況把握（情報収集）と追加支援等の打合せを行った。

(6) 株式会社日本政策金融公庫関連

(ア) 株式会社日本政策金融公庫の融資に関して、中小企業・小規模事業者の資金繰りに重大な支障が生じないよう、平成30年7月6日付け、7月16日付け及び8月8日付けで、当面の貸付業務についての配慮を要請。

(イ) 株式会社日本政策金融公庫の災害融資について、特別の措置を講ずるための閣議決定（7月24日）がされたことについて、各都道府県に対して関係団体等への周知を依頼。また、株式会社日本政策金融公庫に対して、同措置の実施について遺漏のないよう配慮を要請。

(7) 関係団体への協力要請

(ア) 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会及び全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会に対して、平成30年7月9日付けで、被災者等の宿泊支援等に関し、被災自治体から依頼があった場合に積極的な協力をを行うことを文書で要請。

(イ) 上記に基づく宿泊支援については、岡山市（4軒16名）、倉敷市（8軒47名）及び美作市（1軒2名）で実施。（8月13日 18:00現在）

(ウ) 上記に基づく入浴支援については、広島市（14軒）、呉市（3軒）、福山市（2軒）、尾道市（2軒）、宇和島市（3軒）、岡山市（6軒）及び倉敷市（3軒）で実施。

(8) 検疫所における救援物資の取扱い

各検疫所に対して、平成30年7月12日付けで、海外から輸入される食品等のうち救援物資であることが確認されたものについては、食品衛生法第27条に係る届出を要しないものとする通知を発出。

(9) その他

- ① 7月14日に、都道府県・政令市・特別区に対し、医療機関等が公衆浴場法の許可を取らなくとも被災者に浴場を開放することが可能であることを明確化するための事務連絡を発出。
- ② 7月17日に、都道府県に対し、日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）の災害融資の申し込みにあたり必要とされる「推せん書」などについて、事後徴求を可能とすることや、罹災証明書を提出することにより「推せん書」の提出を省略することを可能とする旨の通知を発出。

4 社会福祉施設等関係

各都道府県・指定都市・中核市に対し、大雨の影響による社会福祉施設等の被害情報の収集とともに、厚生労働省担当者への情報提供を依頼。また、併せて都道府県等を通じて、管内施設管理者に対し、自治体が発令する警戒情報に留意するとともに、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合は、躊躇なく避難するよう、注意喚起を依頼（7/6）。

(1) 高齢者関係施設の被害状況

高齢者関係施設については、268施設で雨漏りや床上浸水等の被害があり、このうち30施設で利用者が他の介護施設等、病院、自宅、避難所に避難中。引き続き情報収集に努める。

府県	施設種別	被害施設数	避難中の施設数	避難者数	避難先
岐阜県	介護老人保健施設等	2	1	28	病院16人 自宅12人
滋賀県	特別養護老人ホーム等	2	0	0	0
京都府	特別養護老人ホーム等	10	0	0	0
大阪府	特別養護老人ホーム等	<u>6</u>	0	0	0
兵庫県	特別養護老人ホーム等	10	0	0	0
岡山県	特別養護老人ホーム等	69	12	316	他の社会福祉施設193人 病院90人 自宅等33人
島根県	認知症高齢者グループホーム	1	1	8	他の社会福祉施設2人 病院6人
広島県	特別養護老人ホーム等	<u>76</u>	9	86	他の社会福祉施設80人 病院6人
愛媛県	特別養護老人ホーム等	38	4	89	他の社会福祉施設82人 自宅7人
山口県	特別養護老人ホーム	1	1	99	他の社会福祉施設99人
福岡県	有料老人ホーム等	41	2	36	他の社会福祉施設31人 病院4人 自宅1人
長崎県	軽費老人ホーム等	2	0	0	0
沖縄県	特別養護老人ホーム等	10	0	0	0
計	—	<u>268</u>	30	662	—

(2) 障害児・者関係施設の被害状況

障害児・者関係施設については、63施設で床上浸水等の被害があり、このうち1施設で利用者が避難中。引き続き情報収集に努める。

府県	施設種別	被害施設数	避難中の施設数	避難者数	避難先
京都府	生活介護等	2	0	0	0
大阪府	放課後等デイサービス	1	0	0	0
兵庫県	生活介護	1	0	0	0
岡山県	障害者支援施設等	14	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
広島県	障害者支援施設等	29	1	<u>8</u>	他の社会福祉施設 <u>8</u> 人
愛媛県	障害者支援施設等	10	0	0	0
福岡県	障害者支援施設等	4	0	0	0
佐賀県	生活介護	1	0	0	0
沖縄県	共同生活援助	1	0	0	0
計	—	63	2	40	—

(3) 児童関係施設等の被害状況

児童関係施設については、104施設で雨漏りや床上浸水等の被害があった。引き続き情報収集に努める。

府県	施設種別	被害施設数	現在閉鎖中の施設数
京都府	児童厚生施設等	3	2
大阪府	保育所等	11	0
岡山県	保育所等	31	11
広島県	保育所等	28	<u>13</u>

山口県	保育所等	1	1
愛媛県	保育所等	13	<u>5</u>
福岡県	放課後児童クラブ等	13	<u>0</u>
長崎県	放課後児童クラブ等	2	0
沖縄県	児童養護施設等	2	0
計	—	104	<u>32</u>

※ 閉鎖中の保育所、放課後児童クラブ23施設のうち

- ・18施設では、代替保育等を実施
- ・5施設では、代替保育の受入れ先の確保等を引き続き支援

※ 閉鎖中の児童厚生施設等9施設については、早期復旧に努めている。

(4) その他

① 7月7日付け、各都道府県・指定都市・中核市に対し、社会福祉施設等において、高齢者、障害者、子ども等の災害時要配慮者の緊急的な受入れ、避難者への対応を依頼するとともに、法人間、関係団体との連携による職員の応援確保を要請。

また、7月9日、以下の関係団体に対し、上記についての協力を要請。いずれも、状況に応じて適宜対応するとの回答があり、連携して対応中。

	団体数	団体名
高齢者関係	15	<ul style="list-style-type: none"> ・日本認知症グループホーム協会 ・全国グループホーム団体連合会 ・全国老人福祉施設協議会 ・高齢者住まい事業者団体連合会 ・全国軽費老人ホーム協議会 ・日本介護支援専門員協会 ・全国地域包括・在宅介護支援センター協議会 ・日本在宅介護協会 ・全国農業協同組合中央会 ・日本生活協同組合連合会 ・「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会

		<ul style="list-style-type: none"> ・市民福祉団体全国協議会 ・全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会 ・24時間在宅ケア研究会 ・全国老人保健施設協会
子ども関係	16	<ul style="list-style-type: none"> ・日本保育協会 ・全国私立保育園連盟 ・全国保育協議会 ・全国保育士会 ・全国児童養護施設協議会 ・全国乳児福祉協議会 ・全国児童自立支援施設協議会 ・全国児童心理治療施設協議会 ・全国自立援助ホーム協議会 ・全国母子生活支援施設協議会 ・日本ファミリーホーム協議会 ・全国婦人保護施設等連絡協議会 ・日本子ども・子育て支援センター連絡協議会 ・子育てひろば全国連絡協議会 ・全国学童保育連絡協議会 ・児童健全育成推進財団
障害児・者 関係	32	<ul style="list-style-type: none"> ・日本知的障害者福祉協会 ・全国身体障害者施設協議会 ・全国社会就労センター協議会 ・きょうされん ・日本セルプセンター ・全国就業支援ネットワーク ・全国就労移行支援事業所連絡協議会 ・就労継続支援A型事業所全国協議会 ・日本相談支援専門員協会 ・全国精神障害者地域生活支援協議会 ・全国地域生活支援ネットワーク ・全国地域で暮らそうネットワーク ・障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会 ・全国手をつなぐ育成会連合会 ・障害児・者相談支援事業全国連絡協議会 ・日本肢体不自由児協会 ・全国重症心身障害児（者）を守る会 ・日本重症心身障害福祉協会 ・全国肢体不自由児者施設運営協議会

		<ul style="list-style-type: none"> ・全国盲ろう難聴児施設協議会 ・全国児童発達支援協議会 ・全国発達支援通園事業連絡協議会 ・全国肢体不自由児者父母の会連合会 ・全国重症心身障害日中活動支援協議会 ・日本筋ジストロフィー協会 ・日本ダウン症協会 ・日本自閉症協会 ・発達障害者支援センター全国連絡協議会 ・日本発達支援ネットワーク ・全国視覚障害者情報提供施設協会 ・全国聴覚障害者情報提供施設協会 ・日本盲人社会福祉施設協議会
その他	3	<ul style="list-style-type: none"> ・全国社会福祉法人経営者協議会 ・日本介護福祉士会 ・日本社会福祉士会
計	66	

- ② 7月12日付け、各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市に対し、社会福祉施設等の災害復旧事業について、災害復旧費の協議書類を提出前でも、復旧工事等の着工が可能である旨を周知し、施設の早期復旧について要請。
- ③ 7月14日付け、各都道府県・指定都市・中核市に対し、社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて、旅費等が災害救助費から支弁される場合がある旨を周知。
- ④ 7月14日付け、各都道府県・指定都市・中核市に対し、災害派遣福祉チームの活動内容や必要性等について、管内市町村等に対し周知を図るよう依頼するとともに、関係団体との積極的な連携を図ること等により、避難者に対する支援体制を確保し受援体制を整備することを要請。(岡山県の避難所において、岡山県の福祉関係団体から編成される DWAT が7月10日から支援活動を展開している。岩手県、京都府、静岡県もチームを派遣し、岡山県 DWAT と連携しながら現地で支援活動を展開。)

5 心のケア・精神科病院関係

各都道府県・指定都市に対し、大雨の影響による精神科病院の被害状況及びD P A T 活動状況に関する情報の収集に努めるとともに、厚生労働省担当者への情報提供を依頼(7／6)。

(1) 精神科病院等の被害状況

(広島県)

- ・広島市の1病院で床上浸水、患者を別棟に移動、診療可能。1病院が河川氾濫で周辺道路が浸水、7日に念のため4名、9日に2名、12日に3名の患者を広島県DPATが別の病院へ搬送協力、給水等の支援を受けたが解消。病院被害なし。
- ・呉市の3病院で食料・水の不足だったが、県から救援物資等を受けた。3病院とも食糧不足・断水が解消。

(岡山県)

- ・岡山県高梁市の1病院で断水、応急給水で対応、9日以降に食糧不足の懸念があったが、食糧不足・断水が解消。

(2) DPATの状況

- ・精神科医師、看護師、臨床心理士等精神医療の専門家により構成されるチームで被災地にて公衆衛生チームと連携し、被災者の精神医療、メンタル医療等の支援を実施。
- ・基本的には、被災病院への診療支援、他の病院への患者の搬送協力、避難所における精神医療ニーズの情報収集や診療等を実施。
- ・8月14日は広島県で1隊活動、8月15日は活動予定なし。

岡山県	<ul style="list-style-type: none">・13日でDPAT活動は終了。14日から、医療から保健活動に重点を移したこころのケアチームが活動していたが27日で終了。28日以降は、倉敷市、総社市、県備中保健所からの依頼をもとに通常の医療体制の中で対応。
広島県	<ul style="list-style-type: none">・広島県DPAT調整本部設置・広島市1病院の患者9名を別病院に搬送協力・8月<u>14</u>日はDPAT<u>1隊</u>が活動。8月<u>15</u>日は活動予定なし。
愛媛県	<ul style="list-style-type: none">・愛媛県DPAT調整本部設置・8月<u>14</u>日はDPATの活動なし。8月<u>15</u>日は活動予定なし。

(3) 電話相談窓口の開設状況

- ・岡山県：岡山県精神保健福祉センター（岡山県岡山市）
- ・広島県：広島県総合精神保健福祉センター（広島市安芸郡）
- ・広島市：広島市精神保健福祉センター（広島市中区）
- ・愛媛県：愛媛県心と体の健康センター（愛媛県松山市）

【各地域の電話相談状況（7月9日～29日）】

期 間	岡山県 (7/9～)	広島県 (7/10～)	広島市 (7/10～)	愛媛県 (7/12～)	合 計
7月 9日～15日	20	10	7	3	40件
16日～22日	12	38	3	0	53件
23日～29日	11	14	7	1	33件
7月 30日 ～8月3日	1	6	3	1	11
合 計	44	68	20	5	137

6 保健・衛生関係

(1) 人工透析

【岡山県】

- ・倉敷市：浸水、停電による透析不可報告は1施設（外来90名、入院9名）。
外来及び入院の透析患者は、周辺施設で対応している。施設の復旧には、1～2ヶ月程度要する見込みであり、受入機関への業務支援については、日本透析医会等により構成されている日本災害時透析医療協働支援チーム（JHAT）の技師等が待機しており、病院からの要請があり次第、派遣可能。

【広島県】

断水の影響に関する報告：10施設
給水支援を受けて透析実施中：0施設
断水解消で透析再開：10施設

- ・尾道市：断水の影響に関する報告は5施設。
尾道市海岸部で7月14日より通水開始を受け、5施設では通常通り透析可能になった。
- ・呉市：断水の影響に関する報告は3施設。呉市阿賀・広地区で7月14日午後より通水開始を受け、3施設は通常通り透析可能になった。このうち、1施設は、50名の患者が交通遮断により通院不可となつたが、移送手段の確保や周辺施設で対応済。
- ・江田島市：断水の影響に関する報告は2施設。2施設は、7月18日より通常通り透析可能になった。このうち、1施設は、6名が交通遮断により通院不可となっていたが、通常通り通院可能となった。
- ・広島市：交通遮断のため通院不可の患者ありとの報告が2施設。周辺施設で対応済。
- ・庄原市：1施設、周辺地域にて土砂災害複数あり、土砂のため通院不可の

患者3名は、別ルートで通院可能であり、対応済。

- ・東広島市：交通遮断のため、通院不可の患者（2名）ありとの報告が1施設。周辺施設で対応済。
- ・府中市：交通遮断のため、通院不可の患者ありとの報告が1施設。周辺施設で対応済。

【愛媛県】

- ・大洲市：浸水の影響に関する報告が1施設。浸水のため透析が不可となっていたが、通常通り透析可能となった。
複数の施設について自宅の被災等で通院不可の患者がいるとの報告があったが、入院透析や周辺施設で対応済。
- ・西予市：複数の施設について自宅の被災等で通院不可の患者がいるとの報告あったが、入院透析や周辺施設で対応済。

被害状況については、これまでに特別警報が発令された佐賀県、長崎県、福岡県、鳥取県、広島県、岡山県、兵庫県、京都府、岐阜県、高知県、愛媛県の担当者、日本透析医会（上記以外の府県の情報を含む）と適宜連絡中。情報は、がん・疾病対策課を含めた三者で共有し、対応が必要であれば早めに依頼することで認識共有。

国や他府県からの支援や給水の必要性を確認し、人工透析を含む医療機関の給水の状況について、県や関係省庁と情報共有しながら対応中。
引き続き、患者集中回避など、必要な対応も含めて、情報収集に努める。

(2) DHEATについて

- ・7月7日付事務連絡で、DHEAT派遣に関する調整の依頼が夜間・休日となつた場合の厚生労働省の連絡先を示し、DHEAT派遣調整の依頼に活用するよう要請した。
- ・7月9日に岡山県、7月11日に広島県よりDHEATの派遣要請があり。健康危機管理対応をしていく本県の指揮調整機能が混乱しており、県内の体制が不十分であると判断したため、応援・派遣調整の依頼があったもの。
- ・さらに、7月16日に岡山県より派遣期間延長の要請があり、追加期間について厚生労働省において調整を行つた。（※1）
- ・また、愛媛県より7月19日にDHEATの派遣要請があり、厚生労働省において調整を行つた。
- ・岡山県より、7月24日にさらに派遣追加の要請があり、厚生労働省において調整を行つた。（※2）
- ・広島県より、7月27日に一部地域について派遣期間延長の要請があり、追加期間について厚生労働省において調整を行つた。（※3）（※4）
- ・さらに、広島県より7月31日に一部地域について派遣期間延長の要請があ

- り、追加期間について厚生労働省において調整を行った。(※5)
 ・8月9日に、広島県より一部地域について派遣期間延長の要請があり、追加期間について厚生労働省において調整を行った。(※6)

【派遣状況】：現在、1チームが活動中（累計7チーム）

派遣先	活動場所	チーム数		派遣期間	派遣元
		派遣	活動中		
岡山県	倉敷市、総社市、高梁市、井原市、矢掛町	2	0	①7月12日～8月6日 ②7月28日～8月14日	①長崎県、熊本県 (※1)【8/6活動終了】 ②和歌山県、大阪府 (※2)【8/14活動終了】
広島県	呉市、東広島市、三原市、海田町、坂町、熊野町	4	1	①7月17日～8月1日 ②7月17日～8月31日 ③7月17日～8月11日 ④7月17日～8月12日	①東京都【8/1活動終了】 ②札幌市、北海道 (※3)、三重県、北九州市(※6) ③愛知県、大分県、熊本市、青森県(※4)【8/11活動終了】 ④千葉県、大阪市 (※5)【8/12活動終了】
愛媛県	宇和島市	1	0	7月22日～27日	徳島県【7/27活動終了】

- (※1) 長崎県、熊本県の2自治体が交代で派遣期間中1チームを構成。派遣期間は当初8月17日までであったが、8月6日に変更。
 (※2) 和歌山県、大阪府の2自治体が交代で派遣期間中1チームを構成。
 (※3、6) 札幌市、北海道、三重県、北九州市の4自治体が交代で派遣期間中1チームを構成。
 (※4) 愛知県、大分県、熊本市、青森県の4自治体が交代で派遣期間中1チームを構成。
 (※5) 千葉県、大阪市の2自治体が交代で派遣期間中1チームを構成。

(3) 被災者の健康管理

① 保健師の応援派遣について

- ・7月7日付事務連絡で、保健師派遣に関する調整の依頼が夜間・休日となった場合の厚生労働省の連絡先を示し、保健師派遣調整の依頼に活用するよう要請した。
- ・各県に対し県外からの保健師の応援派遣の必要性について照会し、岡山県・広島県から保健師の派遣要請があり、厚生労働省において調整を行った。
- ・さらに、愛媛県内の保健活動を踏まえ、保健師の応援派遣について再

度照会したところ、7月17日に要請があり厚生労働省において調整を行った。

【岡山県】：現在、5チームが活動中（累計16チーム）

- ・岡山県において、管内の被災市町村へ県の保健師を派遣。
- ・厚生労働省において、7月8日より11チームの派遣調整を行った。さらに倉敷市における保健活動の状況を踏まえ、7月12日より追加で5チーム（※）の派遣調整を行った。

派遣先	活動場所	チーム数		派遣元 (派遣元については、県内市町村を含む場合がある)
		派遣	活動中	
岡山県	倉敷市	15	<u>5</u>	福島県（※）【8/2活動終了】、愛知県【8/4活動終了】、三重県（※）【8/2活動終了】、滋賀県（※）【8/6活動終了】、奈良県（※）、和歌山県（※）【7/31活動終了】、徳島県、香川県、高知県、福岡県【8/3活動終了】、長崎県【8/8活動終了】、神戸市【8/2活動終了】、姫路市
	総社市	1	0	福岡県【8/3活動終了】

【広島県】：現在、16チームが活動中（累計37チーム）

- ・広島県において、管内の被災市町村へ県の保健師を派遣。
- ・厚生労働省において、7月8日より15チームの派遣調整を行った。さらに広島県における保健活動の状況を踏まえ、7月14日より追加で2チーム（※1）、7月20日より6チーム（※2）、7月25日より3チーム（※3）、7月26日より1チーム（※4）、7月27日より8チーム（※5）、8月7日より2チーム（※6）の派遣調整を行った。
- ・広島市内他区の保健師が広島市安芸区にて活動中。

派遣先	活動場所	チーム数		派遣元 (派遣元については、県内市町村を含む場合がある)
		派遣	活動中	
広島県	海田町	1	0	仙台市【8/5活動終了】
	熊野町	4	3	秋田県（※5）、三重県（※5）、山口県
	坂町	<u>7</u>	<u>6</u>	青森県（※3）、山形県（※6）、群馬県（※3）、東京都（※3）、福井県（※6）、兵庫県【8/2活動終了】、島根県
	呉市	11	<u>5</u>	栃木県（※2）【8/11～16活動休止】、静岡県【8/12活動終了】、佐賀県（※5）、鹿児島県（※5）、さいたま市【8/1活動終了】、千葉市（※2）、名古屋市【8/2活動終了】、越谷市（※5）、西宮市（※5）、高松市（※2）【8/10活動終了】

東広島市	3	0	宮城県【8/10活動終了】、横浜市【8/2活動終了】、福岡市（※2）【8/10活動終了】
竹原市	4	0	北海道（※2）【8/2活動終了】、茨城県【8/2活動終了】、新潟市【8/2活動終了】、相模原市（※2【8/2活動終了】）
三原市	4	1	茨城県（※4）【8/12活動終了】、東京都（※1）、新潟県【8/10活動終了】、宮崎県（※1）【8/11活動終了】
尾道市	2	0	山形県（※5）【8/13活動終了】、福井県（※5）【8/10活動終了】
県庁	1	1	熊本県

【愛媛県】：現在、3チームが活動中（累計8チーム）

- ・愛媛県の県保健所、松山市保健所、県立医療技術大学看護学部教員で編成されるチームが大洲市、西予市にて活動中（8月10日活動終了）。
- ・上記チームに加え、愛媛県内市町の保健師が、大洲市、宇和島市にて活動中（8月10日活動終了）。
- ・7月17日に7チームの派遣要請があり、厚生労働省において派遣調整を行った。さらに、7月19日に1チームの追加派遣要請があり、調整を行った。

派遣先	活動場所	チーム数		派遣元 (派遣元については、県内市町村を含む場合がある)
		派遣	活動中	
愛媛県	宇和島市	4	0	富山県【7/27活動終了】、藤沢市【7/27活動終了】、尼崎市【7/27活動終了】、大分市【7/27活動終了】
	大洲市	3	3	岩手県、神奈川県、宮崎市
	西予市	1	0	石川県【8/8活動終了】

② 保健師等の活動について

○都道府県、保健所設置市、特別区に対して、避難所で保健師等が行う保健活動に活用するため、以下の事務連絡を送付し、避難者への対応を要請した。

- ・7月7日付 「「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」について」（平成30年7月7日付け健康局健康課保健指導室事務連絡）
- ・7月7日付 「管轄避難所情報の記録様式について」（平成30年7月7日付け健康局健康課保健指導室事務連絡）
- ・7月8日付 「被災地における熱中症予防について（周知依頼）」

(平成30年7月8日付け健康局健康課保健指導室事務連絡)

- ・7月8日付 「避難生活を過ごされる方々の深部静脈血栓症／肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防について」（平成30年7月8日付け健康局健康課保健指導室事務連絡）
- ・7月13日付 「避難生活を過ごされる方々の深部静脈血栓症／肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のための動画について」（平成30年7月13日付け健康局健康課保健指導室事務連絡）
(厚生労働省ホームページにも動画を掲載)

○上記の要請により、被災地の避難所等においては、以下の避難者の健康支援業務を行っている。

- ・避難所での熱中症予防について、避難所でのリーフレットの掲示や配布により活動を実施中。
- ・エコノミークラス症候群の予防について、避難所でのリーフレットの掲示や配布、動画の案内により活動を実施中。

③アレルギー疾患への対応状況については、大雨特別警報が出された11府県（岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県）の担当部局に対し、避難所などにおけるアレルギー食の不足などの要請が、各市区町村から来ていないかどうかについて確認し、いずれの府県においても、アレルギー食に関する要請は上がってきていなかったことであった。

また、上記府県に対しては、7月9日に日本小児アレルギー学会が作成している「災害時の子どものアレルギー疾患対応パンフレット」および「災害時子供のアレルギー疾患対応ポスター」の共有を行い、避難所におけるアレルギー疾患対策の周知を依頼した。

7月9日付で、「避難所等におけるアレルギー疾患有する被災者への対応について」の事務連絡を発出し、都道府県に対し、避難所においてアレルギー疾患有する方に関し、以下の点について対応いただくよう要請。

- ・避難所におけるアレルギー対応についてのポスター掲示
- ・避難所においてアレルギー患者への医療的対応が必要になった際の対処法

7月13日付で、「平成30年7月豪雨を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」の3省庁連名課長通知を発出し、都道府県、保健所設置市、特別区の食品表示主管部（局）長に対し、食品表示に関し、以下の点について対応いただくよう要請。

- ・災害救助法の適用を受けた被災地において、食品表示基準を弾力的に運用

- ・アレルギー表示や消費期限については、被災者の食事による健康被害を防止することが何より重要なため、これまでどおり、取締りの対象

④感染症予防対策について

- ・事務連絡「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨に係る被害地域（河川氾濫・浸水等）における感染症予防対策について」で、都道府県、保健所設置市、特別区に対し、感染症の予防法、浸水後の衛生対策や消毒方法等について、管内の市町村や住民への周知等、対策の徹底に努めていただくよう要請した。(7/8)
- ・「避難所内のトイレの衛生管理について」、「浸水した家屋の感染症対策」、「清掃作業をされる方へ 清掃作業時に注意してください」とび「浸水した家屋を清掃される方へ 感染症予防のためには清掃と乾燥が最も重要です」等のリーフレットを厚労省HPに掲載するとともに、都道府県、保健所設置市、特別区に対し、管内の市町村や住民への周知等、対策の徹底に努めていただくよう要請した。(7/11、7/17、7/20)
- ・岡山県、広島県、愛媛県及び管内の保健所設置市より消毒液の不足状況を把握。不足がある場合には、ペストコントロール協会や卸と連携し対応。(7/10～)
- ・事務連絡「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨に係る被害地域（河川氾濫・浸水等）における感染症予防対策に係る消毒について」で、都道府県、保健所設置市、特別区に対し、管内の市町村とも相談し、消毒薬の在庫状況や委託業者の活動状況を把握・調整し、円滑かつ適切に消毒を実施していただくよう要請した。(7/16)

⑤被災された方々への栄養・食生活の支援として、公益社団法人日本栄養士会に協力依頼の事務連絡を発出。その中で、アレルギー食等個別の対応が必要な方々に、ニーズに応じた食品等を提供する体制の整備として特殊栄養食品ステーションの設置を依頼。

公益社団法人日本栄養士会が岡山県、広島県、愛媛県内の以下の場所に特殊栄養食品ステーションを設置。

- ・岡山県：学校法人作陽学園 くらしき作陽大学 (7/13～)
- ・広島県：公益社団法人 広島県栄養士会事務局 (7/11～)
- ・愛媛県：公益社団法人 愛媛県栄養士会事務局 (7/12～)

⑥特殊ミルクの供給について、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会及び特殊ミルク製造3社に対して、安定供給に関する協力依頼の事務連絡を発出。

(4) 人工呼吸器在宅療養患者

- ・各自治体を通じて大規模停電発生の可能性のある地域の在宅人工呼吸器使用患者の状況を確認。引き続き、最新の情報把握に努める。

(確認状況)

愛知県、岐阜県、京都府、奈良県、兵庫県、大阪府、島根県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県：在宅人工呼吸器使用患者への停電による被害がないことを確認済み。

- ・患者団体 ((一社) 日本難病・疾病団体協議会) の西日本の各支部を通じて、情報を収集：停電による被害の確認なし。
- ・製造メーカー (15社) を通じて、使用者への影響の状況を確認：停電による被害の確認なし。

(5) その他

①感染症指定医療機関、病原体管理施設の被害状況

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

②保健衛生施設等

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

③7月19日付 厚生労働大臣告示（平成30年厚生労働省告示第276号）

により、災害救助法が適用された地域に居住地を有する者について、公費負担医療費（児童福祉法の規定に基づく児童小児慢性特定疾病医療費、予防接種法の規定に基づく医療費等、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の規定に基づく追加給付金等、難病の患者に対する医療等に関する法律の規定に基づく特定医療費及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法の規定に基づく医療費等）の支給認定及び支給等の請求の期限を11月30日まで延長。

④7月24日付 公費負担医療（先天性血液凝固因子障害等治療研究事業、在宅人工呼吸器使用患者支援事業、小児慢性特定疾病児童等日常用具給付事業、肝炎治療特別促進事業、特定疾患治療研究事業、ポリオ生ワクチン2次感染対策事業）について、新規に受理した受給者証の交付申請については、各都道府県の判断により有効期間の始期について医師の診断書に記載された日を交付申請書の受理日とみなして受給者証の交付をして差し支えないものとともに、避難先の都道府県知事においても認定を行えるものとするほか、受給者証等の有効期限経過後についても継続して受診できるようにする等の取扱いについて、都道府県等に連絡。

7 薬局、薬剤師、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

(1) 薬局、薬剤師

- 209件の薬局で浸水被害等が発生。
- 開局できない薬局が27か所あるが、医薬品の供給については、周辺の薬局等により地域でカバーされており、現在のところ医薬品の供給に支障は生じていない。
- 広島県薬剤師会では、7月9日（月）から県内の3地区の避難所に薬剤師を派遣し、活動中。また、その他の地区においても学校薬剤師が避難所の状況の確認を行っている。
- 広島県では、7月11日（水）からモバイルファーマシー（災害対策医薬品供給車両）1台が呉市内において活動中。
- 広島県薬剤師会では、7月15日（日）に日本薬剤師会へ薬剤師派遣（7月22日（日）～8月6日（月））を要請し、7月18日（水）付で日本薬剤師会が他都道府県薬剤師会宛てに依頼し、7月22日（日）から派遣チームが活動中。
- 岡山県薬剤師会では、他の医療関係者と協力し、7月10日（火）から倉敷市内の避難所の巡回を開始し、医薬品に関する相談等に対応している。
- 岡山県では、避難所で交付される災害処方箋の調剤に対応するため、7月11日（水）から7月25日（水）まで岡山県薬剤師会により、仮設の調剤所が備中保健所（倉敷市）に設置された。
- 岡山県では、7月11日（水）から7月20日（金）までモバイルファーマシー（災害対策医薬品供給車両）1台が倉敷市内において活動した。
- 愛媛県薬剤師会では、他の医療関係者と協力し、7月11日（水）、12日（木）に大洲地区の避難所や医療機関の巡回した。
- 愛媛県薬剤師会では、7月14日（土）から7月16日（祝・月）に宇和島地区の避難所16か所を巡回した。その後も定期的に大洲地区の避難所を巡回中。
- 被災した薬局が一時的に仮の店舗で営業する場合には、新たな許可等の手続きを不要として柔軟に対応できるよう、7月19（木）付で事務連絡を発出。
- 医療用ガスボンベが浸水等し、ボンベが不足した場合に工業用ガスボンベを代用して柔軟に対応できるよう、7月24日付で事務連絡を発出。
- 7月19日（木）から7月24日（火）まで広島県に1名、7月20日（金）から7月25日（水）まで岡山県に1名、厚生労働省薬系職員を派遣。
- 引き続き情報収集に努める。

	床上浸水	床下浸水等
広島県	広島市10件 (2件は開局不可) 坂町1件(廃止) 江田島市1件(開局不可) 東広島市8件(開局不可) 竹原市1件(開局不可) 三原市1件(開局不可) 庄原市1件(開局不可) 呉市17件(1件開局不可)	呉市5件(開局可) 福山市14件(7/19再開) 江田島市1件(開局可)
岡山県	岡山市16件(7/25再開) 倉敷市9件(6件開局不可) 津山市2件(7/18再開) 井原市1件(7/18再開) 高梁市2件(1件開局不可) 矢掛町1件(7/18再開) 真庭市1件(開局可)	
愛媛県	今治市1件(開局可) 大洲市14件(1件は開局不可) 松山市2件(開局可)	宇和島市3件(7/9再開) 北宇和郡松野町2件 西予市野村3件 (1件は断水により開局不可)
京都府	舞鶴市5件(7/13再開) 福知山市3件(7/12再開) 亀岡市1件(開局可) 南丹市1件(7/13再開)	
福岡県	福岡市2件(開局可) 宗像市1件(開局可) 新宮町1件(開局可) 古賀市1件(開局可) 小郡市1件(開局不可) 久留米市3件(開局可) 北九州市14件(1件開局不可) 飯塚市1件(開局可)	48件(いずれも開局可。雨漏等を含む。)
山口県	岩国市2件(開局可) 光市1件(開局不可) 下松市2件(開局可) 下関市3件(開局可)	
兵庫県	朝来市1件(開局可)	

高知県		宿毛市 1 件 (開局可)
計	132件 (内訳) 開局可106件 開局不可26件	77件 (内訳) 開局可76件 開局不可 1 件

(2) 輸血用血液製剤の供給

日本赤十字社に確認したところ、現時点で輸血用血液製剤の安定供給等に支障は出でていない。引き続き情報収集に努める。

(3) 毒物劇物製造（輸入）業における毒物劇物取扱施設関係

広島県の製造業で 1 件、及び販売業で 9 件、愛媛県の販売業で 6 件、兵庫県の製造業（販売業登録もあり）で 1 件の被害報告あり。このうち、兵庫県の製造業では、劇物の流出事故が 1 件発生（ただし、周辺の水質環境への影響は低いと思われる）、福岡県の販売業で 1 件。その他は現時点で毒物劇物の流出等の事故は無し。引き続き情報収集に努める。

被害状況	
広島県	広島市 8 件（販売業）： (毒劇物の保管庫の水没 1 件、床上浸水 7 件) 江田島市 1 件（製造業）：断水 呉市 1 件（販売業）：毒劇物の保管庫の水没
愛媛県	大洲市 4 件（販売業）：床上浸水 宇和島市 2 件（販売業）：土砂流入（詳細確認中）
兵庫県	たつの市 1 件（製造業及び販売業登録あり）：床上 浸水、劇物流出事故発生 ※周辺の水質環境への影響は低いと思われる。
福岡県	久留米市 1 件（販売業）：床上浸水、毒劇物保管庫 水没（毒劇物の流出事故なし）、営業停止中（再開 の日程未定）

8 障害者福祉関係

(1) 利用者関係

○ 被災した要援護障害者等への対応について

- ・ 高知県、鳥取県、広島県、岡山県、京都府、兵庫県、愛媛県、岐阜県、島根県、福岡県及び山口県に対して、被災した要援護障害者等について、市町村より特段の配慮（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができるなど）をお願いするとともに、被災した視聴覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション

ン支援について、具体的な方法や配慮等の例を周知（高知県：7月6日付け、鳥取県、広島県、岡山県、京都府、兵庫県及び愛媛県：7月7日付け、岐阜県：7月9日付け、島根県及び福岡県：7月13日付け、山口県：7月17日付け）。

- ・ 7月10日付で、都道府県等に対して、避難所等で生活する障害児者に障害の特性に応じた配慮を行うことを要請。
- 7月13日付で、障害福祉サービス等の利用料に関し、必要な方について適切に利用料の支払いの猶予を行うよう都道府県等に要請。
- 7月13日及び17日付で、障害福祉サービス等の利用料の免除等の実施について都道府県等に要請・意向確認依頼。
- 7月17日付で、被災により受給者証等を提示することができない場合でも、障害福祉サービス等を利用して差し支えないこととした。
- 7月18日付で、岡山県、広島県及び愛媛県に対し、避難所の要援護者が使用する福祉用具について、提供のための調整を行うよう要請。
- 8月1日付で、被災した利用者が柔軟に障害福祉サービスを利用できる旨のリーフレットについて周知・広報での活用を都道府県等に要請。
 - ・ 受給者証の提示がなくてもサービスを受けられること
 - ・ 利用者負担の免除や支払いの猶予を行う自治体の案内 等

(2) 事業者関係

- 7月9日付で、市町村が障害者（児）についての安否確認を行うとともに、相談支援事業者等と連携しつつ、必要なサービス提供につなげる旨を都道府県等に要請。
- 7月9日付で、高知県、鳥取県、広島県、岡山県、京都府、兵庫県、愛媛県及び国保連に対して、6月サービス提供分の介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求の取扱い（概算で請求してもよい旨等）について、事務連絡を発出。
- 7月9日付で、被災地域の児童福祉施設等に入所する障害児等の広域的な受入体制の構築や、当該障害児等に係る費用徴収の減免措置等を行っても差し支えないこととした。
- 7月9日（高知県、鳥取県、広島県、岡山県、京都府、兵庫県及び愛媛県）、10日（岐阜県）及び18日（島根県、福岡県及び山口県）付で、一時的に避難をしている利用者等に対する以下の柔軟なサービス提供方法を報酬の算定対象としても差し支えないこととした。
 - ・ 避難所において居宅介護等を提供した場合も報酬の対象とすること
 - ・ 障害者支援施設等が定員を超過して利用者を受け入れた場合でも所定の報酬の請求ができること 等
- 7月10日付で、被災地に応援職員を派遣する児童福祉施設等（派遣元施設）において、被災地に職員を派遣したことで派遣元施設における職員が一

時的に不足し、人員配置基準を満たさなくなる場合等であっても、減算しないなど柔軟に取り扱って差し支えないこととした。

- 7月12日付で、被災地に応援職員を派遣する障害者施設（派遣元施設）において、被災地に職員を派遣したことで派遣元施設における職員が一時的に不足し、人員配置基準を満たさなくなる場合等であっても、減算しないなど柔軟に取り扱って差し支えないこととした。
- 7月13日付で、社会福祉法人が特例として寄付金（義援金）を支出することを認めることとした。
- 7月19日付で、被災した障害福祉サービス事業所等の指定等の期限が満了する場合に、延長の申出を必要とせずに一律で延長する措置を講ずることとした。
- 7月20日付で、被災した就労継続支援A型事業所について、生産活動収入の減少が見込まれるときには自立支援給付を賃金に充てても差し支えないこととした。

(3) その他

- 7月10日付で、特別児童扶養手当等の認定等に係る提出書類の省略や一定の損害を受けた被災者を所得制限の対象外とする等の特例措置について都道府県等に要請。

9 介護保険関係

(1) 利用者関係

- 被災した要介護高齢者等への対応について

7月6日付けで、高知県（管内市町村）に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応（被災し、利用料や保険料の負担をすることが困難な者について、利用料の減免や保険料の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請。当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県にも連絡。

また、同日付で、各都道府県および被災地市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなくとも介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を発出。

さらに、7月7日付で、鳥取県、広島県、岡山県、京都府、兵庫県及び愛媛県（管内市町村含む。）に対して、同趣旨の事務連絡を発出。加えて、7月9日付で、岐阜県（管内市町村含む。）に対して、同趣旨の事務連絡を発出。

加えて、7月12日付で、福岡県・島根県、7月13日付で山口県に対して同趣旨の事務連絡を発出。

- 7月11日付けで、被災した認知症の人や家族が避難所等で安心して過ごせ

るよう健康管理に係るチラシ、支援ガイドなどを避難所に周知するよう、避難所設置府県に要請。

- 7月11日付け事務連絡で、被災した高齢者等の方々に、生活の不活発化を原因とする心身の機能の低下の発症が危惧されることから、避難所等における心身の機能の低下の予防に係るチラシなどを避難所等で活用するよう、避難所設置府県に対し依頼した。
- 7月11日付で、利用料の免除等の実施について、保険者に対して要請するとともに、免除等の実施の意向を確認、報告するよう依頼。
- 7月12日付で、災害救助法の適用範囲の拡大に伴い新たに適用対象となった保険者に対して、利用料の免除等の実施について要請するとともに、免除等の実施の意向を確認、報告するよう依頼。
- 7月12日付で、介護サービス事業所等の窓口での利用料支払いの免除等の取扱いを定め、保険者に対して対応を要請。
- 7月13日付で、介護サービス事業所等の窓口での利用料支払いの免除等の取扱いに係る介護サービス事業所等向けリーフレットを作成し、都道府県等に対し、管内の保険者、介護サービス事業所等への配布等による周知を要請。
- 7月13日付で、住宅全半壊・床上浸水等の要件に合致している被保険者については、介護サービス事業所等の窓口で申し立てれば利用料の免除が可能となる旨の利用者向けリーフレットを作成し、都道府県等に配布し、管内の保険者への周知を要請するとともに、被保険者や関係者への周知・広報を要請。
- 7月13日付事務連絡で、各都道府県に対し、指定居宅サービス事業所が福祉避難所として開設されている場合において、避難生活のため短期入所生活介護等を利用し区分支給限度基準額を超過したときは、福祉避難所として救助を行う日は内閣府と都道府県の協議の上災害救助費から支弁され、短期入所生活介護等を行う日は介護報酬を請求することとすること等を示すとともに、介護サービス事業所に対する周知を要請した。
- 7月13日付で、災害救助法の適用範囲の拡大に伴い新たに適用対象となった保険者に対して、利用料の免除等の実施について要請するとともに、免除等の実施の意向を確認、報告するよう依頼。
- 7月13日、14日、17日、19日、26日及び8月1日付で、介護サービス事業所等の窓口での利用料支払いの免除等の実施について、実施の意向の報告があった保険者の拡大を踏まえ、窓口での利用料支払いの免除等を実施する保険者名等を、管内の保険者、介護サービス事業所等に対して周知するよう、全国の都道府県に要請。併せて、これらの取扱いに係るリーフレットを改定し、送付するとともに、介護サービス事業所等での配布等による周知を要請。

※ 介護サービス事業所等での利用料免除等を実施している保険者は、災害救助法適用の全106市町村。

- 7月18日付けで、岡山県、広島県及び愛媛県に対し、避難所の要援護者が使用する福祉用具について提供のための調整を行うよう要請（再掲）。
- 7月19日付け事務連絡で、サービス提供に支障がない範囲で、支援が必要な高齢者等の入浴の受入について要請。
- 7月19日付けで、特別調整交付金による財政支援の対象となる介護保険料の減免の具体的な基準等について示す事務連絡を発出。

（2）事業者関係

- 7月9日付け事務連絡で、各都道府県に対し、今般の台風等により介護サービス提供記録を滅失等した場合において、介護報酬の概算請求を可能とすること及び通常どおり介護報酬を請求する際の提出期限を延長すること（7月10→7月17日）などを可能とすることを示すとともに、市町村及びサービス事業所等への周知を要請した。
- 7月10日付け事務連絡で、各都道府県、政令市及び中核市に対し、被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足した場合における介護報酬、人員基準等について柔軟な取扱いを行うよう要請。
- 7月10日付けで、避難を要する要介護者等が別の地域の地域密着型サービスを利用する手続きを事後的に行う等柔軟に取り扱うことが可能である旨を周知するよう都道府県等に要請した。
- 7月10日付けで、要援護高齢者等の安否確認と適切な支援の実施及び介護支援専門員等の広域的な確保について都道府県に要請。
- 7月11日付け事務連絡で、社会福祉法人による寄付金（義援金）の支出について、特例的に所定の条件を満たす場合には支出を可能とする旨を示し、都道府県等に対応を要請した。
- 7月11日付け事務連絡で、各都道府県、政令市及び中核市に対し、各介護保険サービスに係る介護報酬の算定要件等について柔軟な取扱いが可能であることを示すとともに、市町村及びサービス事業所等への周知を要請した。
- 7月13日付事務連絡で、被災地域の老人福祉施設等に入所する高齢者の広域的な受入体制の構築や、当該高齢者に係る費用徴収の減免措置等が行える旨を周知するよう都道府県等に要請した。
- 7月13日付け事務連絡で、被災した方を受け入れる施設へ定員超過などに係る柔軟な取扱いの周知を進めるための、事業所向けの対応をまとめたお知らせについて、都道府県等や関係団体に送付し、介護サービス事業所に対する周知を要請した。
- 7月31日付け事務連絡で、各都道府県に対し、今般の台風等により介護サービス提供記録を滅失等した場合において、7月サービス提供分について介護報酬の概算請求を可能とすることなどを示すとともに、市町村及びサービス事業所等への周知を要請した。

10 児童福祉関係

(1) 利用者関係

- 7月6日付で、各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。
 - ・保育所等を利用している方々等で、保育料を負担することが困難な者について、保育料の減免ができること等
- 7月8日付で、各都道府県等に対して、被災した妊産婦及び乳幼児への対応について、以下の事項について特段の配慮を要請。
 - ・保健師・助産師等が支援する際に、保温、栄養、感染症防止、休息など、健康管理に配慮した相談支援などを継続的に行うこと
- 7月8日付で、各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。
 - ・母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービスについて、住民票の有無にかかわらず、避難先である自治体において適切に受けられるよう柔軟に対応すること
 - ・児童福祉法による助産の実施について、付近に助産施設がない場合等やむを得ない事由があるときは助産施設以外で助産の実施を行っても差し支えないこと
- 7月10日付で、母子衛生研究会に対して、避難所等での生活を余儀なくされている被災した妊産婦及び乳幼児に、ミルクなどの必要な支援物資が行き届くよう支援物資の供給に当たって協力を要請。
- 7月10日付で、各都道府県等に対して、厚生労働省ホームページ等に掲載している災害時の母子保健対策に関するマニュアル等について情報提供。

(2) 事業者関係

- 7月9日付で、各都道府県等に対して、被災地に応援職員を派遣する施設（派遣元施設）において、被災地に職員を派遣したことで派遣元施設における職員が一時的に不足し、人員配置基準を満たさなくなる場合等の、人員及び設備等の基準の適用を、柔軟に取り扱って差し支えない旨を周知。
- 7月9日付で、各都道府県等に対して、児童相談所が被災地域において支援を必要としている子ども等の把握に努め、関係機関と連携して支援を行う体制を構築するとともに、被災地域における子ども等への相談支援を積極的に行うよう要請。

(3) その他

- 7月9日付で、各都道府県等に対して、被災した要援護者への対応について、以下の事項について特段の配慮を要請。
 - ・被災地域の児童養護施設等に入所する児童等の広域的な受入体制の構築
 - ・当該児童等に係る費用徴収の減免措置等が行える 等

- 7月9日付で、各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。
 - ・児童扶養手当の認定等に係る提出書類の省略や所得制限に係る特例措置
 - ・母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金の支払いの猶予 等
- 7月13日付で、各都道府県に対し、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。
 - ・保育士養成施設において、豪雨の影響により休学等をした学生に対して、補習等により保育士資格の取得に支障が出ないようにすること。

11 医療保険関係

(1) 通知等の発出状況

- 7月6日付 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。
※「「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて」の再周知について」
(平成30年7月6日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡) を送付。
※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。
- 7月6日付 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。
※「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」(平成30年7月6日付け保険局高齢者医療課事務連絡) を送付。
- 7月6日付 全国健康保険協会、健康保険組合、社会保険診療報酬支払基金及び地方厚生（支）局に対して、災害その他の特別の事情がある被保険者に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができる旨等を周知。
※「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」(平成30年7月6日付け保険局保険課事務連絡) を送付。
- 7月6日付 被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても医療保険による受診が可能である旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請。
※「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害の被

「災者に係る被保険者証等の提示について」（平成30年7月6日付け保険局医療課事務連絡）を送付。

- 7月6日付 公費負担医療（原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等）について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨を都道府県等に連絡
※「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」（平成30年7月6日付け関係課連名事務連絡）を送付。
- 7月9日付 診療報酬請求の期日延長及び被災により診療録等が滅失した場合等に診療報酬の概算請求ができることや、定数超過入院等に係る診療報酬上の特例等について、医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請。
※「平成30年台風7号及び前線等に伴う大雨による被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」（平成30年7月9日付け保険局医療課・老健局老人保健課事務連絡）を送付。
- 7月10日付 被災に伴い電子レセプト請求が困難な場合は、書面によるレセプト請求について、レセプトの請求日に届出をすればよい旨を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会及び関係団体に周知するとともに、医療機関等への周知を要請。
※「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に伴う療養の給付費等の書面による請求について」（平成30年7月10日付け保険局医療介護連携政策課保険システム高度化推進室事務連絡）を送付。
- 7月11日付 医療機関等の窓口での一部負担金の免除等の実施について、保険者に対して要請するとともに、免除等の実施の意向を確認、報告するよう依頼。
- 7月12日付 災害救助法の適用範囲の拡大に伴い新たに適用対象となった保険者に対して、一部負担金の免除等の実施について要請するとともに、免除等の実施の意向を確認、報告するよう依頼。
- 7月12日付 医療機関等の窓口での一部負担金支払いの免除等の実施について、医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方

厚生（支）局に要請。併せて、これらの取扱いに係るリーフレットを作成し、これらの団体等に送付するとともに、これを医療機関等に配布し、院内掲示等を促すよう要請。

※「平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」（平成30年7月12日付け保険局医療課事務連絡）を送付。

- 7月12日付 医療機関等の窓口での一部負担金の免除等の取扱いを定め、保険者に対して対応を要請。

※「平成30年7月豪雨で被災した被保険者の一部負担金の取扱いについて」（平成30年7月12日付け保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）を送付。

- 7月13日付 住宅全半壊・床上浸水等の要件に合致している被保険者については、医療機関等の窓口で申し立てれば一部負担金の免除が可能となる旨の患者向けリーフレットを作成し、都道府県等に配布し、管内の保険者への周知を要請するとともに、被保険者や関係者への周知・広報を要請。

※「平成30年7月豪雨で被災した被保険者の一部負担金の取扱いの周知について」（平成30年7月13日付け保険局国民健康保険課・高齢者医療課・老健局介護保険計画課事務連絡）を送付。

- 7月13日付 災害救助法の適用範囲の拡大に伴い新たに適用対象となった保険者に対して、一部負担金の免除等の実施について要請するとともに、免除等の実施の意向を確認、報告するよう依頼。

- 7月13日付 医療機関等の窓口での一部負担金支払いの免除等の実施について、実施の意向の報告があった保険者の拡大を踏まえ、これを医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請再周知。併せて、これらの取扱いに係るリーフレットを改定し、送付するとともに、これを医療機関等に配布し、院内掲示等を促すよう要請。

- 7月14日付 医療機関等の窓口での一部負担金支払いの免除等の実施について、実施の意向の報告があった保険者の拡大を踏まえ、医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請。併せて、これらの取扱いに係るリーフレットを改定し、送付するとともに、これを医療機関等に配布し、院内

掲示等を促すよう要請。

- 7月17日付 医療機関等の窓口での一部負担金支払いの免除等の実施について、実施の意向の報告があった保険者の拡大を踏まえ、医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請。併せて、これらの取扱いに係るリーフレットを改定し、送付するとともに、これを医療機関等に配布し、院内掲示等を促すよう要請。
- 7月19日付 医療機関等の窓口での一部負担金支払いの免除等の実施について、実施の意向の報告があった保険者の拡大を踏まえ、医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請。併せて、これらの取扱いに係るリーフレットを改定し、送付するとともに、これを医療機関等に配布し、院内掲示等を促すよう要請。
- 7月19日付 厚生労働大臣告示により、岡山県（岡山市北区・東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町）、広島県（広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町）、山口県（岩国市周東町）、愛媛県（宇和島市、大洲市、西予市）に所在地を有する事業所の事業主又は当該地域に住所地又は主たる事務所の所在地を有する船舶所有者について、健康保険法（全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。）又は船員保険法の保険料の納期限を延長（延長後の納期限は今後別途告示）。
- 7月19日付 特別調整交付金による財政支援の対象となる国民健康保険料（税）の減免の具体的な基準等について示す事務連絡を発出。
※「平成30年7月豪雨により被災した被保険者に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準等について」（平成30年7月19日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）を送付。
- 7月19日付 特別調整交付金による財政支援の対象となる後期高齢者医療保険料の減免の具体的な基準等について示す事務連絡を発出。
※「平成30年7月豪雨により被災した被保険者に係る後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の基準等について」（平成30年7月19日付け厚生労働省保険局高齢者医療

課事務連絡)を送付。

- 7月20日付 医療機関等の窓口での一部負担金支払いの免除等の実施について、実施の意向の報告があった保険者の拡大を踏まえ、医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請。併せて、これらの取扱いに係るリーフレットを改定し、送付するとともに、これを医療機関等に配布し、院内掲示等を促すよう要請。
- 7月23日付 医療機関等の窓口での一部負担金支払いの免除等の実施について、実施の意向の報告があった保険者の拡大を踏まえ、医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請。併せて、これらの取扱いに係るリーフレットを改定し、送付するとともに、これを医療機関等に配布し、院内掲示等を促すよう要請。
- 7月24日付 医療機関等の窓口での一部負担金支払いの免除等の実施について、実施の意向の報告があった保険者の拡大を踏まえ、医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請。併せて、これらの取扱いに係るリーフレットを改定し、送付するとともに、これを医療機関等に配布し、院内掲示等を促すよう要請。
- 7月25日付 医療機関等の窓口での一部負担金支払いの免除等の実施について、実施の意向の報告があった保険者の拡大を踏まえ、医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請。併せて、これらの取扱いに係るリーフレットを改定し、送付するとともに、これを医療機関等に配布し、院内掲示等を促すよう要請。
- 7月26日付 災害救助法の適用範囲の拡大に伴い新たに適用対象となった保険者に対して、一部負担金の免除等の実施について要請するとともに、免除等の実施の意向を確認、報告するよう依頼。
- 7月27日付 医療機関等の窓口での一部負担金支払いの免除等の実施について、実施の意向の報告があった保険者の拡大を踏まえ、医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請。併せて、これらの取扱いに係るリーフレットを改定し、送付するとともに、これを医療機関等に配布し、院内掲示等を促すよう要請。

- 7月30日付 被災により診療録等が滅失した場合等に7月分診療報酬の概算請求ができることについて、医療機関等への周知を関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請。
- 7月31日付 医療機関等の窓口での一部負担金支払いの免除等の実施について、実施の意向の報告があった保険者の拡大を踏まえ、医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請。併せて、これらの取扱いに係るリーフレットを改定し、送付するとともに、これを医療機関等に配布し、院内掲示等を促すよう要請。
- 8月1日付 医療機関等の窓口での一部負担金支払いの免除等の実施について、実施の意向の報告があった保険者の拡大を踏まえ、医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請。併せて、これらの取扱いに係るリーフレットを改定し、送付するとともに、これを医療機関等に配布し、院内掲示等を促すよう要請。
- 8月3日付 医療機関等の窓口での一部負担金支払いの免除等の実施について、実施の意向の報告があった保険者の拡大を踏まえ、医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請。併せて、これらの取扱いに係るリーフレットを改定し、送付するとともに、これを医療機関等に配布し、院内掲示等を促すよう要請。
- 8月7日付 医療機関等の窓口での一部負担金支払いの免除等の実施について、実施の意向の報告があった保険者の拡大を踏まえ、医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請。併せて、これらの取扱いに係るリーフレットを改定し、送付するとともに、これを医療機関等に配布し、院内掲示等を促すよう要請。
- 8月8日付 医療機関等の窓口での一部負担金支払いの免除等の実施について、実施の意向の報告があった保険者の拡大を踏まえ、医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請。併せて、これらの取扱いに係るリーフレットを改定し、送付するとともに、これを医療機関等に配布し、院内掲示等を促すよう要請。

- 8月9日付 医療機関等の窓口での一部負担金支払いの免除等の実施について、実施の意向の報告があった保険者の拡大を踏まえ、医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請。併せて、これらの取扱いに係るリーフレットを改定し、送付するとともに、これを医療機関等に配布し、院内掲示等を促すよう要請。
- 8月10日付 医療機関等の窓口での一部負担金支払いの免除等の実施について、実施の意向の報告があった保険者の拡大を踏まえ、医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請。併せて、これらの取扱いに係るリーフレットを改定し、送付するとともに、これを医療機関等に配布し、院内掲示等を促すよう要請。
- 8月13日付 医療機関等の窓口での一部負担金支払いの免除等の実施について、実施の意向の報告があった保険者の拡大を踏まえ、医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請。併せて、これらの取扱いに係るリーフレットを改定し、送付するとともに、これを医療機関等に配布し、院内掲示等を促すよう要請。

※現時点で、医療機関等の窓口での一部負担金の免除等を実施している保険者は、国民健康保険では107市町村、30国民健康保険組合（うち1組合は猶予のみ）、後期高齢者医療では11広域連合、被用者保険では協会けんぽ、681健保組合（猶予のみ）。

12 年金関係

7月9日付 日本年金機構に対して、災害により被災した被保険者に係る国民年金保険料の免除を行うよう指示するとともに、各市町村に対しても周知。

※平成16年12月10日に発出した「災害に伴う国民年金保険料の免除事務（通知）」の再周知について、平成30年7月9日付け厚生労働省年金事業管理課長通知を送付。

7月11日付 年金担保融資について、任意繰上返済後の再借入申込み制限の緩和と一定期間の返済の猶予など貸付条件変更ができる旨を実施機関の（独）福祉医療機構が受託金融機関に周知。

7月13日付 各市町村等に対して事務連絡を発出し、災害救助法が適用さ

れた地域に住所を有する障害年金の受給権者等について、後日、厚生労働大臣告示により、障害状態確認届等の提出期限を延長する予定である旨を周知。

- 7月19日付 厚生労働大臣告示により、
- ・岡山県（岡山市北区・東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町）
 - ・広島県（広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町）
 - ・山口県（岩国市周東町）
 - ・愛媛県（宇和島市、大洲市、西予市）
- に所在地を有する確定拠出年金の実施事業所の事業主等について、事業主掛金等の納付期限を延長（延長後の納付期限は今後別途告示）。また、地方厚生（支）局に対し、事業主への周知を指示する事務連絡を発出。

- 7月19日付 厚生労働大臣告示により、
- ・岡山県（岡山市北区・東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町）
 - ・広島県（広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町）
 - ・山口県（岩国市周東町）
 - ・愛媛県（宇和島市、大洲市、西予市）
- に所在する事業所について、厚生年金保険料等の納期限を延長（延長後の納期限は今後別途告示）。また、日本年金機構に対し、適切に対応するよう指示する通知を発出。

- 7月19日付 厚生労働大臣告示により、災害救助法が適用された地域に住所を有する障害年金の受給権者等について、障害状態確認届等の提出期限を11月30日まで延長。また、日本年金機構に対し、適切に対応するよう指示する通知を発出するとともに、各市町村に対しても事務連絡を発出し周知。

- 7月19日付 厚生労働大臣告示により、一部の地域において厚生年金保険料等の納期限が延長されたことを受け、厚生年金基金及び国民年金基金についても、同様の取扱いとすることが望ましい旨、地方厚生（支）局に対し、通知を発出し指導に当たって配慮するよう指示。

7月19日付 厚生労働大臣告示により、一部の地域において厚生年金保険の受給権者等について現況届の提出期限が延長されたことを受け、地方厚生（支）局に対し、通知を発出し、厚生年金基金の指導に当たって配慮するよう指示。

7月19日付 政令により、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の規定の一部が適用されることになったことを受け、地方厚生（支）局に対し、通知を発出し、企業年金制度等について適切な運用が図られるよう指示。

13 労働関係

（1）事業活動及び雇用への影響

- ・ 7月10日より、災害救助法適用対象地域に所在する事業所に対して、事業活動への影響及び雇用への影響について、調査を実施。
- ・ 調査の過程や労働局・労働基準監督署・ハローワークに寄せられた相談等を端緒として、解雇等のおそれがある事案を把握した場合は、解雇等に係るルールを周知するとともに、雇用保険の特例措置及び雇用調整助成金を周知し、豪雨被害を理由とする安易な解雇等を行わないよう丁寧に働きかけを実施。
- ・ 事業活動への影響が生じている事業所の事業者や労働者の方々に参考としていただけるよう「平成30年7月豪雨による被害に伴う労働基準法や労働契約法に関するQ&A」を公表（7月12日）。
- ・ 7月18日付け厚生労働大臣と経済産業大臣の連名文書で、関係事業主団体代表者に対し、下請事業者と取引のある親事業者に今回の豪雨の発生を理由として下請事業者に一方的に負担を押しつけることがないよう、十分に留意すること等の周知徹底を図るなど適切な措置を講ずるよう要請した。

（2）労働災害関係

ア 労働災害発生状況

- ・ 7/5 沈砂池の排水管の詰まりの除去作業中に流された労働者1名が死亡（兵庫）
- ・ 7/6 通行止め作業中に増水した川に流され労働者2名が死亡（岡山）
- ・ 7/6 冠水の影響による工場の爆発（労働者の被災者なし）（岡山）
- ・ 7/6 タクシーの運転中増水した川に流された労働者1名が死亡（遺体は11日に発見）（広島）
- ・ 7/7 工場内に流入した土砂によって生き埋めとなり労働者2名が死亡（岡山）

イ 労働災害防止対策等

- ・ 関係労働局に対し復旧工事における労働災害防止対策の徹底について課長通達を7月11付けで発出。あわせて建設業労働災害防止協会ほか建設業界に対して協力要請を行い、関係事業者に周知することを依頼。
- ・ 7月13日から労働局を通じ、岡山、広島、愛媛、その他地域で、ボランティアの方を含めて、防じんマスクの配布を順次実施。7月19日から防じんマスクなどの保安用品に加えて、塩タブレットについても配布を順次実施。
- ・ 被災地の産業保健総合支援センターにおいて、事業者、労働者及びその家族等被災された住民に対するメンタルヘルス・健康相談に7月31日より対応。

(3) 労災保険関係

- ・ 7月9日付 今回の大雨による被害により、労災保険給付請求書における事業主証明や医療機関の証明が受けられなくとも請求書を受理するよう、都道府県労働局に指示。
- ・ 7月9日付事務連絡で、事業主からの申請に基づき労働保険料等の納付猶予措置等を行うよう、都道府県労働局に指示。（事務連絡「平成30年7月豪雨の被災事業場に係る労働保険料等の取扱いについて」）
- ・ 7月10日付 6月分の労災診療費等に関して、以下の内容を都道府県労働局に指示するとともに、日本医師会に周知を依頼。
 - ① 請求の期日を延長すること
 - ② 被災により診療録等を滅失又は棄損等した労災指定医療機関による特例的な請求を認めること
- ・ 7月19日付 厚生労働大臣告示により、
 - ・ 岡山県（岡山市北区・東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町）
 - ・ 広島県（広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町）
 - ・ 山口県（岩国市周東町）
 - ・ 愛媛県（宇和島市、大洲市、西予市）に所在する事業場の事業主等について、労働保険料等の納期限を延長（延長後の納期限は今後別途告示）。また、都道府県労働局に対し、延長措置を踏まえた対応を適切にとるよう指示。
- ・ 8月3日付 7月分の労災診療費等に関して、被災により診療録等を滅失又は棄損等した労災指定医療機関による特例的な請求を認めることを都道府県労働局に指示するとともに、日本医師会に周知を依頼。

(4) 社会復帰促進等事業関係

- ・ 7月9日付 今回の大雨による災害等により、アフターケアに関する健康

管理手帳を実施医療機関に提示できない場合でも、アフターケアの受診が可能である旨を周知すること等を都道府県労働局に指示。

- ・7月12日付 今回の大雨による被害により、事業場が倒産し、賃金未払のまま退職を余儀なくされた労働者に対して、未払賃金立替払制度の申請手続きの簡略化を行い、迅速に処理するよう関係労働局に指示。

(5) 勤労者生活関係

①勤労者退職金共済機構

- ・7月9日付けで、被災した共済契約者（事業場）の掛金について、納付期間を延長することができること、支払手続を簡素化すること等の取扱いが可能な旨をホームページにて周知。
- ・7月9日付けで、被災した財形持家融資返済中の方に対する返済猶予措置等をホームページにて周知。

②労働金庫

(被災した顧客等への対応状況)

7月9日付けで、東海、近畿、中国、四国労働金庫において以下の対応を実施。

- ・通帳（証書）及び届出印を紛失した場合の払戻について、預金者本人の確認を条件に便宜的に取り扱う。
- ・定期預金の期限前払戻及びこれを担保とした融資について、事情により取り扱う。
- ・今回の災害による障害のため支払期日が経過した手形の取扱について、相談に応じる。
- ・汚損・破損した紙幣及び貨幣の引換（手数料無料）に応じる。
- ・今回の災害による被害に対する融資及び融資返済金等への相談に応じる。

7月13日付けで、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則における本人特定事項の確認方法等に関し、以下の特例を整備して労働金庫に周知。

- ・平成30年7月豪雨に係る寄附のために行われる現金送金は、その額が200万円以下のものに限り取引時確認義務の対象から除く。
- ・被災者が労働金庫において口座開設する際の本人確認は、本人確認書類が無くとも暫定的に被災者の申告で可能とする。

(労働金庫店舗等被害状況 8月6日時点)

- ・四国労働金庫
⇒不稼働ATM 宿毛市役所内の1台

(6) 各労働局の対応状況について

- ・次の労働局の局内、労働基準監督署、ハローワークに「豪雨被害特別相談窓

口」を設置。

京都労働局（7月10日）

愛媛労働局（7月12日）

広島労働局（7月12日）

岐阜労働局（7月12日）

岡山労働局（7月13日）

兵庫労働局（7月13日）

※ 鳥取労働局においては、各ハローワークに災害相談窓口を設置（7月9日）

- ・次の新卒応援ハローワークに「被災学生等特別就職相談窓口」を設置し、被災した学生・生徒等に対する相談を受け付け

おかやま新卒応援ハローワーク（岡山市）（7月17日）

愛媛新卒応援ハローワーク（松山市）（7月17日）

広島新卒応援ハローワーク（広島市）（7月17日）

14 雇用関係

（1）雇用保険

- ・7月9日付 関係労働局宛に事務連絡を発出し次の事項を指示。（事務連絡「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る被害に対する失業等給付関係対策の実施について」）

① 災害により休業するに至った事業所の早急な把握に努めること、当該事業所の労働者で一時的に離職を余儀なくされた者は基本手当の特例措置の対象になること等

② 被災地域の受給資格者に対する配慮（失業認定日変更、必要書類の確認、失業の認定における弾力的な取扱い等）を行うこと

- ・7月9日付事務連絡で、事業主からの申請に基づき労働保険料等の納付猶予措置等を行うよう、都道府県労働局に指示。（事務連絡「平成30年7月豪雨の被災事業場に係る労働保険料等の取扱いについて」）

- ・7月11日付 「大雨被害に伴う雇用保険の特例措置に関するQ&A」を厚労省HPに掲載するとともに、関係労働局宛にその旨を情報提供。

・7月19日付 厚生労働大臣告示により、

・岡山県（岡山市北区・東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町）

・広島県（広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町）

・山口県（岩国市周東町）

・愛媛県（宇和島市、大洲市、西予市）

に所在する事業場の事業主等について、労働保険料等の納期限を延長（延

長後の納期限は今後別途告示）。また、都道府県労働局に対し、延長措置を踏まえた対応を適切にとるよう指示。

- ・ 7月24日付 関係労働局宛に豪雨災害により保育所等が被害を受け、予定していた職場復帰が困難となった場合に育児休業給付の延長事由に該当する旨等の取扱いについて指示。
- ・ 7月27日付 関係労働局宛に通知を発出し次の事項を指示。（職発0727第5号「激甚災害及び雇用保険の特例措置の指定について」及び職保発0727第1号「激甚災害の指定に伴う雇用保険の特例等に係る取扱いについて」）
 - ① 激甚災害法の指定地域内に所在地を置く事業所が、災害で休止・廃止したことにより休業を余儀なくされ、労働者が賃金（休業手当を含む。）を受けることができない場合は、実際に離職していなくても雇用保険の基本手当を受給できること
 - ② 激甚災害法の指定地域にお住まいの方が自己の都合で退職した場合、給付制限期間の短縮（3か月→1か月）により、給付開始時期が早まること 等

(2) 雇用保険及び雇用調整助成金

- ・ 7月10日付 関係労働局宛に事務連絡を発出し、雇用保険の特例措置及び雇用調整助成金について、事業主及び労働者に対して周知を徹底するように指示。（事務連絡「雇用保険の特例措置及び雇用調整助成金の周知徹底について」）

(3) 雇用調整助成金

- ・ 7月17日付 全労働局宛に職業安定局長通達を発出し、雇用調整助成金について、生産指標の確認期間の短縮等の要件緩和や、計画届の提出時期の遡及的な取扱いといった特例措置を周知・実施するよう指示。（職発0717第5号「雇用安定事業の実施について」）
- ・ 7月20日付 関係労働局宛に事務連絡を発出し、雇用調整助成金について、助成率の引き上げ等の更なる特例措置を実施する予定であることについて、事業主への適切な周知に努めるよう指示。
- ・ 7月25日付 雇用調整助成金について、助成率の引き上げ等の更なる特例措置を講ずるため雇用保険法施行規則を改正し、全労働局宛に職業安定局長通達を発出。併せて、当該特例措置を周知・実施するよう指示。（職発0725第3号「雇用安定事業の実施について」）
- ・ 7月30日付 全労働局宛に事務連絡を発出し、民間の保健医療機関や社会福祉施設等への雇用調整助成金の周知徹底について指示。

(4) 障害者雇用関係

- ・7月9日付 事務連絡で、災害発生地域に主な事業所のある企業については、企業からの申し出により、障害者雇用納付金の納付期限を猶予していただくよう独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に対して要請。こうした要請を行った旨を、都道府県労働局に対しても周知。（事務連絡「台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害の被災事業主に係る障害者雇用納付金の取扱いについて」）

- ・7月19日付 厚生労働大臣告示により、

- ・岡山県（岡山市北区・東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町）
- ・広島県（広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町）

- ・山口県（岩国市周東町）

- ・愛媛県（宇和島市、大洲市、西予市）

に主たる事務所を有する事業主について、障害者雇用納付金の納付期限を延長（延長後の納付期限は今後別途告示）。また、納付金の納付先である独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に対し、延長措置を踏まえた対応を適切にとるよう指示。

(5) 派遣労働者の雇用の安定に係る対応

- ・7月13日付 豪雨に伴い派遣先が派遣契約を中途解除した場合等に、派遣会社や派遣先における新たな就業機会の確保や休業手当等に関する責務についてまとめた「平成30年7月豪雨に伴う派遣労働に関する労働相談Q&A」を公表。

(6) 特定非常災害指定に係る対応

- ・7月19日付 政令により、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律の規定の一部が適用されることになったことを受け、都道府県労働局長及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に対し、通知を発出し、職業紹介事業、労働者派遣事業等について適切な運用が図られるよう指示。

(7) 経済団体への要請

- ・職業安定局長が、日本経済団体連合会、全国中小企業団体中央会、日本商工会議所に対し、平成30年7月豪雨に係る雇用維持等に対する配慮について要請

(8) 人材開発施策に係る対応

- ・7月30日付 災害救助法の適用地域にかかる各府県知事及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に対し、通知を発出し、被災によりやむを得ず訓練を中止するとした訓練科のうち、今回の災害発生時点において実施済みの学科及び実技の訓練時間のそれぞれ80%以上に相当する時間について、訓練生が訓練を受講している場合は訓練を修了したこととする取扱いを図るよう要請。
- ・7月30日付 災害救助法の適用地域にかかる各府県労働局長に対し、人材開発支援助成金について、訓練未修了であっても、それまでに要した訓練経費等を助成対象とするよう指示。

15 職業能力開発施設関係

(1) 職業能力開発施設の被害状況

以下の被害報告あり。訓練は適宜休講等で対応。引き続き情報収集に努める。

① 公共職業能力開発施設

- ・広島県の1施設で、水漏れにより天井が一部崩落、水の流入により訓練機器の電気系統が故障する被害あり。
- ・広島県の2施設、岡山県の1施設で敷地の法面がずれる等の被害あり。
- ・兵庫県の1施設でグラウンドが一部陥没する被害あり。
- ・沖縄県の1施設で台風7号の影響により実習棟の屋根の一部が破損する被害あり。
- ・広島県の1施設、愛媛県の2施設、岡山県の1施設、山口県の1施設、兵庫県の3施設、大阪府の1施設、京都府の1施設、石川県の2施設、静岡県の1施設、鹿児島県の1施設、香川県の2施設において雨漏り、床上浸水等の被害あり。

※（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の中国職業能力開発大学校に対し、倉敷市社会福祉協議会から災害ボランティアセンター設置の協力依頼があり、7月11日（水）より、同大学校のグラウンド、駐車場及び体育館を無償貸与中。また、7月17日（火）に配電盤等を工事のうえ、同大学校の体育館にエアコンを設置。

② 認定職業訓練施設

- ・福岡県の1施設で床上浸水、停電の被害あり。
- ・佐賀県の1施設で土砂崩れによる土砂等の流入により窓ガラス破損の被害

あり。

- ・山口県の1施設、京都府の2施設、兵庫県の1施設において、雨漏りの被害あり。

16 災害ボランティア関係

○全国社会福祉協議会によると、発災から8月12日までに、全国で16万8千人を超えるボランティアの方々が活動

(参考)ボランティア数の内訳

(単位:人)

	発災から 8月9日まで	8月10日	8月11日	8月12日	累計
全国	155,517	3,496	5,152	4,715	168,880
うち、岡山県・広島県・愛媛県	133,685	3,479	5,152	4,715	147,031

※現時点で把握しているボランティア数であり、今後、変更がありうる。

○12府県内の60市町の社会福祉協議会で災害ボランティアセンターを設置
(うち3県20市町の災害ボランティアセンターが活動中)

府県名	市町村名	開設日	活動開始日	募集状況	備考
岐阜県	関市	7月9日	7月9日	—	活動終了
	下呂市	7月12日	7月12日	—	活動終了
京都府	福知山市	7月9日	7月9日	—	活動終了
	与謝野町	7月8日	7月9日	—	活動終了
	宮津市	7月9日	7月10日	—	活動終了
	綾部市	7月9日	7月9日	—	活動終了
	亀岡市	7月8日	7月9日	—	活動終了
	舞鶴市	7月10日	7月10日	—	活動終了
	京丹波町	7月10日	7月10日	—	活動終了
兵庫県	丹波市	7月8日	7月9日	—	活動終了
鳥取県	智頭町	7月10日	7月10日	—	活動終了
島根県	川本町	7月10日	7月10日	—	活動終了
	江津市	7月10日	7月11日	—	活動終了
	美郷町	7月10日	7月11日	—	活動終了
岡山県	岡山市	7月11日	7月11日	○	
	倉敷市	7月11日	7月11日	○	
	総社市	7月8日	7月8日		対象は、県内在住の方
	高梁市	7月9日	7月9日	—	活動終了
	井原市	7月9日	7月9日	—	活動終了
	矢掛町	7月11日	7月11日		対象は、県内在住の方
	新見市	7月10日	7月11日	—	活動終了
	笠岡市	7月9日	7月9日	—	活動終了
	浅口市	7月11日	7月11日	—	活動終了
広島県	広島市	7月10日	7月10日		

	福山市	7月9日	7月13日		当面は募集せず
	呉市	7月10日	7月10日	○	
	三原市	7月10日	7月10日	○	
	東広島市	7月9日	7月13日		
	竹原市	7月10日	7月13日	○	
	江田島市	7月10日	7月10日		
	海田町	7月10日	7月11日		
	世羅町	7月9日	7月11日	—	活動終了
	尾道市	7月12日	7月14日		
	坂町	7月9日	7月12日	○	
	熊野町	7月10日	7月11日		対象は、町内在住の方
	府中市	7月10日	7月12日	—	活動終了
	安芸高田市	7月11日	7月15日		対象は、県内在住で、電話予約された方
	府中町	7月11日	7月11日	—	活動終了
	庄原市	7月11日	7月11日	—	活動終了
	三次市	7月11日	7月11日	—	活動終了
	大崎上島町	7月12日	7月12日	—	活動終了
	神石高原町	8月1日	8月1日		当面は募集せず
山口県	周南市	7月9日	7月9日	—	活動終了
	光市	7月9日	7月11日	—	活動終了
	岩国市	7月10日	7月10日	—	活動終了
愛媛県	今治市	7月9日	7月10日	—	活動終了
	宇和島市	7月9日	7月10日		対象は、個人の場合は四国圏域在住の方
	大洲市	7月10日	7月10日		対象は、県内在住の方
	西予市	7月9日	7月11日		
	鬼北町	7月9日	7月10日	—	活動終了
	松野町	7月12日	7月12日	—	活動終了
	上島町	7月10日	7月10日	—	活動終了
高知県	安芸市	7月9日	7月9日	—	活動終了
	宿毛市	7月10日	7月10日	—	活動終了
	大月町	7月11日	7月11日	—	活動終了
福岡県	福岡市	7月8日	7月8日	—	活動終了
	久留米市	7月9日	7月11日	—	活動終了
	飯塚市	7月9日	7月9日	—	活動終了
	嘉麻市	7月9日	7月10日	—	活動終了
佐賀県	基山町	7月9日	7月9日	—	活動終了

※ ○=多くのボランティアを求めている

—=災害ボランティアセンターとしての活動終了

※ お盆期間中は、活動を休止している災害ボランティアセンターあり。

- 全国社会福祉協議会から各社会福祉協議会の災害ボランティアセンターに對し、ボランティアの方々の十分な休憩・給水などの熱中症予防対策について再度徹底（7/15）
- 全国社会福祉協議会から報道機関に対し「災害ボランティア活動参加への報道にあたってのお願い」により協力を依頼（7/12）
※災害ボランティアに対し、「募集実施・募集終了の最新情報」や「活動上の注意事項（装備、熱中症等）」等を各センターホームページ等で確認するよう呼び掛けを依頼
- 内閣府（防災担当）及び厚生労働省雇用環境・均等局長の連名により、日本経団連、日商、全国中小企業団体中央会に対して、ボランティア休暇の新設、年次有給休暇を取得したボランティア活動への参加など、ボランティア活動を希望する労働者に対する支援や情報提供を行うよう要請（7/24）

17 消費生活協同組合関係

7月7日付で、共済事業を行う消費生活協同組合に対し、被災した共済契約者について、掛金の払込期間の延長や共済金の請求手続きの簡素化等の取扱いが可能な旨を周知。

18 独立行政法人福祉医療機構関係

- ・7月9日付で、相談窓口を設置し、社会福祉施設及び医療施設等の災害復旧資金の融資、返済猶予についての相談を開始。
- ・7月19日付で、福祉医療貸付の利用者向けに、希望により6か月を超えない範囲内の返済猶予を実施する旨を周知。

19 生活福祉資金貸付関係

7月13日付で、各都道府県に対して、当座の生活費を貸し付ける「緊急小口資金」について、被災世帯への対象拡大など貸付要件の緩和等を周知。

20 労働局、厚生局の被害状況

I 労働局

1 災害対策本部の設置

- ・7月7日（土）岡山労働局及び広島労働局が災害対策本部を設置
- ・7月9日（月）鳥取労働局及び愛媛労働局が災害対策本部を設置

2 その他の労働局

- ・現時点で被害報告なし

II 厚生局

- ・現時点で被害報告なし

21 生活保護関係

7月19日付で、被災者の生活保護の取扱いについては、東日本大震災と同様の取扱いとして差し支えないこととした。

(災害救助法適用自治体には、7月9日及び17日に、先行してメールでお知らせ済み)

[東日本大震災の際の取扱い]

- ・申請権の侵害がないよう対応
- ・知人宅等に避難している場合も、従前の住居（賃貸借）に対して住宅扶助の支給が可能
- ・被災後緊急的に配分される義援金は、包括的に一定額を自立更生に充てられるものとして計上し、収入認定しない取扱いとして差し支えない

以上